

監査基準報告書（序）「監査基準報告書及び関連する公表物の体系及び用語」の改正について

年 月 日
日本公認会計士協会

改正案	現 行
監査基準報告書（序） 監査基準報告書及び関連する公表物の体系及び用語 2011 年 12 月 22 日 改正 2013 年 6 月 17 日 改正 2014 年 4 月 4 日 改正 2015 年 5 月 29 日 改正 2016 年 1 月 26 日 改正 2021 年 6 月 8 日 改正 2022 年 7 月 21 日 改正 2022 年 10 月 13 日 改正 2023 年 1 月 12 日 改正 2024 年 9 月 26 日 最終改正 年 月 日 日本公認会計士協会 監査・保証基準委員会 （報告書：第 1 号） 《1. ～6.》 (省 略) ・ 本報告書（2022 年 10 月 13 日改正）の付録は、次の公表物の公表に伴う修正を反映している。 － 品質管理基準報告書第 1 号「監査事務所における品質管理」（2022 年 6 月 16 日改正） － 品質管理基準報告書第 2 号「監査業務に係る審査」（2022 年 6 月 16 日公表） － 監査基準報告書 220「監査業務における品質管理」（2022 年 6 月 16 日改正） － 倫理規則（2022 年 7 月 25 日変更） ・ 本報告書（2023 年 1 月 12 日改正）は、次の公表物の公表に伴う修正を反映している。 － 監査基準報告書 600「グループ監査における特別な考慮事項」（2023 年 1 月 12 日改正） ・ 本報告書（2024 年 9 月 26 日改正）の付録は、次の公表物の公表に伴う修正を反映している。 － 企業会計審議会「四半期レビュー基準の期中レビュー基準への改訂に係る意見書」（2024 年 3	監査基準報告書（序） 監査基準報告書及び関連する公表物の体系及び用語 2011 年 12 月 22 日 改正 2013 年 6 月 17 日 改正 2014 年 4 月 4 日 改正 2015 年 5 月 29 日 改正 2016 年 1 月 26 日 改正 2021 年 6 月 8 日 改正 2022 年 7 月 21 日 改正 2022 年 10 月 13 日 改正 2023 年 1 月 12 日 最終改正 2024 年 9 月 26 日 日本公認会計士協会 監査・保証基準委員会 （報告書：第 1 号） 《1. ～6.》 (省 略) ・ 本報告書（2022 年 10 月 13 日改正）の付録は、次の公表物の公表に伴う修正を反映している。 － 品質管理基準報告書第 1 号「監査事務所における品質管理」（2022 年 6 月 16 日改正） － 品質管理基準報告書第 2 号「監査業務に係る審査」（2022 年 6 月 16 日公表） － 監査基準報告書 220「監査業務における品質管理」（2022 年 6 月 16 日改正） － 倫理規則（2022 年 7 月 25 日変更） ・ 本報告書（2023 年 1 月 12 日改正）は、次の公表物の公表に伴う修正を反映している。 － 監査基準報告書 600「グループ監査における特別な考慮事項」（2023 年 1 月 12 日改正） ・ 本報告書（2024 年 9 月 26 日改正）の付録は、次の公表物の公表に伴う修正を反映している。 － 企業会計審議会「四半期レビュー基準の期中レビュー基準への改訂に係る意見書」（2024 年 3

改正案	現 行
月 27 日公表) — 監査基準報告書 260「監査役等とのコミュニケーション」(2024 年 9 月 26 日改正) — 監査基準報告書 700「財務諸表に対する意見の形成と監査報告」(2024 年 9 月 26 日改正) ・ <u>本報告書（ 年 月 日改正）は、次の公表物の公表に伴う修正を反映している。</u> — 監査基準報告書 560「後発事象」(年 月 日改正)	月 27 日公表) — 監査基準報告書 260「監査役等とのコミュニケーション」(2024 年 9 月 26 日改正) — 監査基準報告書 700「財務諸表に対する意見の形成と監査報告」(2024 年 9 月 26 日改正)
(省 略)	(省 略)
付録 5：監査基準報告書及び関連する公表物の用語集	付録 5：監査基準報告書及び関連する公表物の用語集
—索引—	—索引—
あ I T 環境 *	あ I T 環境 *
I T 全般統制 *	I T 全般統制 *
I T の利用から生じるリスク *	I T の利用から生じるリスク *
アクセス・コントロール	アクセス・コントロール
アサーション *	アサーション *
アサーション・レベルの重要な虚偽表示リスク	アサーション・レベルの重要な虚偽表示リスク
アプリケーション	アプリケーション
い 委託会社 *	い 委託会社 *
委託会社監査人 *	委託会社監査人 *
委託会社の相補的な内部統制 *	委託会社の相補的な内部統制 *
一般目的の財務諸表 *	一般目的の財務諸表 *
一般目的の財務報告の枠組み *	一般目的の財務報告の枠組み *
違法行為 *	違法行為 *
う ウォークスルー	う ウォークスルー
運用評価手続 *	運用評価手続 *
え 閲覧（記録や文書の閲覧）	え 閲覧（記録や文書の閲覧）
か 会計記録 *	か 会計記録 *
会計事務所等	会計事務所等
会計上の見積り *	会計上の見積り *
会計上の見積りの確定額 *	会計上の見積りの確定額 *
（会計上の見積りにおける）仮定	（会計上の見積りにおける）仮定
（会計上の見積りにおける）データ	（会計上の見積りにおける）データ
階層化 *	階層化 *
外部情報源 *	外部情報源 *
外部の検証 *	外部の検証 *

改正案			現 行		
確定した虚偽表示			確定した虚偽表示		
確認	*		確認	*	
確認差異	*		確認差異	*	
過去財務情報	*		過去財務情報	*	
合算リスク	*		合算リスク	*	
ガバナンス			ガバナンス		
ガバナンスに責任を有する者	*		ガバナンスに責任を有する者	*	
監査業務チーム			監査業務チーム		
監査計画			監査計画		
監査契約に係る予備的な活動			監査契約に係る予備的な活動		
監査サンプリング（又はサンプリング）	*		監査サンプリング（又はサンプリング）	*	
監査実施者			監査実施者		
監査実施の基礎となる経営者の責任に関する前提	*		監査実施の基礎となる経営者の責任に関する前提	*	
監査上の主要な検討事項	*		監査上の主要な検討事項	*	
監査事務所	*		監査事務所	*	
監査事務所の品質管理システムの不備	*		監査事務所の品質管理システムの不備	*	
監査証拠	*		監査証拠	*	
監査証拠の十分性	*		監査証拠の十分性	*	
監査証拠の適切性	*		監査証拠の適切性	*	
監査上の重要性			監査上の重要性		
監査済財務諸表	*		監査済財務諸表	*	
監査責任者	*		監査責任者	*	
監査チーム	*		監査チーム	*	
監査調書	*		監査調書	*	
観察			観察		
監査手続			監査手続		
監査人	*		監査人	*	
監査人の見積額又は見積りの許容範囲	*		監査人の見積額又は見積りの許容範囲	*	
監査人の利用する専門家	*		監査人の利用する専門家	*	
監査人予定者	*		監査人予定者	*	
監査の基本的な方針			監査の基本的な方針		
監査の固有の限界			監査の固有の限界		
監査の前提条件	*		監査の前提条件	*	
監査ファイル	*		監査ファイル	*	

改正案			現 行		
き	監査報告書日	*	き	監査報告書日	*
	監査要点			監査要点	
	監査リスク	*		監査リスク	*
	間接的な内部統制			間接的な内部統制	
	関連するアサーション	*		関連するアサーション	*
	関連当事者	*		関連当事者	*
	企業統治			企業統治	
	企業のリスク評価プロセス			企業のリスク評価プロセス	
	期首残高	*		期首残高	*
	期末日	*		期末日	*
	強調事項区分	*		強調事項区分	*
	虚偽表示	*		虚偽表示	*
	許容逸脱率	*		許容逸脱率	*
	許容虚偽表示額	*		許容虚偽表示額	*
く	グループ	*	く	グループ	*
	グループ監査	*		グループ監査	*
	グループ監査責任者	*		グループ監査責任者	*
	グループ監査人	*		グループ監査人	*
	グループ経営者	*		グループ経営者	*
	グループ財務諸表	*		グループ財務諸表	*
	グループ財務諸表の監査意見	*		グループ財務諸表の監査意見	*
	グループ・レベルの手續実施上の重要性	*		グループ・レベルの手續実施上の重要性	*
け	経営者	*	け	経営者	*
	経営者確認書	*		経営者確認書	*
	経営者の偏向	*		経営者の偏向	*
	経営者の見積額	*		経営者の見積額	*
	経営者の利用する専門家	*		経営者の利用する専門家	*
	経験豊富な監査人	*		経験豊富な監査人	*
	継続企業の前提			継続企業の前提	
	限定意見			限定意見	
こ	構成単位	*	こ	構成単位	*
	構成単位の監査人	*		構成単位の監査人	*
	構成単位の経営者	*		構成単位の経営者	*
	構成単位の手續実施上の重要性	*		構成単位の手續実施上の重要性	*

改正案			現 行		
さ	後発事象	*	さ	後発事象	*
	広範	*		広範	*
	合理的な保証	*		合理的な保証	*
	誤謬			誤謬	
	固有リスク	*		固有リスク	*
	固有リスクの分布			固有リスクの分布	
	固有リスク要因	*		固有リスク要因	*
	サービス・プロバイダー	*		サービス・プロバイダー	*
	再計算			再計算	
	再実施			再実施	
	再受託会社	*		再受託会社	*
	財務情報への監査人の関与			財務情報への監査人の関与	
	財務諸表	*		財務諸表	*
	財務諸表項目等	*		財務諸表項目等	*
	財務諸表全体レベルの重要な虚偽表示リスク			財務諸表全体レベルの重要な虚偽表示リスク	
し	財務諸表の <u>公表</u> の承認日	*	し	財務諸表の承認日	*
	財務諸表の <u>公表</u> 日	*		財務諸表の <u>発行</u> 日	*
	財務表	*		財務表	*
	サンプリング	*		サンプリング	*
	サンプリング単位	*		サンプリング単位	*
	サンプリングリスク	*		サンプリングリスク	*
	事業上のリスク	*		事業上のリスク	*
	事後判明事実	*		事後判明事実	*
	試査			試査	
	資産の流用			資産の流用	
	実査			実査	
	実証手続	*		実証手続	*
	実地棚卸の立会			実地棚卸の立会	
	質問			質問	
	社員等	*		社員等	*
	重要性のある取引種類、勘定残高又は注記事項			重要性のある取引種類、勘定残高又は注記事項	
	重要性の基準値	*		重要性の基準値	*
	重要な虚偽表示リスク	*		重要な虚偽表示リスク	*
	重要な取引種類、勘定残高又は注記事項	*		重要な取引種類、勘定残高又は注記事項	*

改正案			現 行		
す せ	重要な不備	*	重要な不備	*	
	受託会社	*	受託会社	*	
	受託会社監査人	*	受託会社監査人	*	
	受託会社のシステム	*	受託会社のシステム	*	
	受託会社のシステムに関する記述書及び内部統制のデザインに関する報告書（「タイプ1の報告書」）	*	受託会社のシステムに関する記述書及び内部統制のデザインに関する報告書（「タイプ1の報告書」）	*	
	受託会社のシステムに関する記述書並びに内部統制のデザイン及び運用状況に関する報告書（「タイプ2の報告書」）	*	受託会社のシステムに関する記述書並びに内部統制のデザイン及び運用状況に関する報告書（「タイプ2の報告書」）	*	
	準拠性の枠組み	*	準拠性の枠組み	*	
	小規模企業		小規模企業		
	消極的確認	*	消極的確認	*	
	詳細テスト	*	詳細テスト	*	
	詳細な監査計画		詳細な監査計画		
	情報システムと伝達		情報システムと伝達		
	情報処理統制	*	情報処理統制	*	
	除外事項		除外事項		
	除外事項付意見	*	除外事項付意見	*	
	職業的専門家としての懐疑心	*	職業的専門家としての懐疑心	*	
	職業的専門家としての基準及び適用される法令等	*	職業的専門家としての基準及び適用される法令等	*	
	職業的専門家としての判断	*	職業的専門家としての判断	*	
	初年度監査	*	初年度監査	*	
	審査	*	審査	*	
	審査担当者	*	審査担当者	*	
	推定による虚偽表示		推定による虚偽表示		
	セーフガード		セーフガード		
	精査		精査		
	積極的確認	*	積極的確認	*	
	前任監査人	*	前任監査人	*	
	全般的結論を形成するための分析的手続		全般的結論を形成するための分析的手続		
	全般的な対応		全般的な対応		
	専門業務		専門業務		
	専門職員	*	専門職員	*	
	専門知識	*	専門知識	*	

改正案			現 行		
そ	専門要員	*	そ	専門要員	*
	遡及的な検討			遡及的な検討	
	その他の記載内容	*		その他の記載内容	*
	その他の記載内容の誤り	*		その他の記載内容の誤り	*
	その他の事項区分	*		その他の事項区分	*
た	対応数値	*	た	対応数値	*
	大会社等			大会社等	
ち	中間監査リスク	*	ち	中間監査リスク	*
つ	追記情報		つ	追記情報	
て	適正表示の枠組み		て	適正表示の枠組み	
	適切な規準			適切な規準	
と	適用される財務報告の枠組み	*	と	適用される財務報告の枠組み	*
	適用される要約の規準	*		適用される要約の規準	*
	手続実施上の重要性	*		手続実施上の重要性	*
	統計的サンプリング	*		統計的サンプリング	*
	統制活動			統制活動	
	統制環境			統制環境	
	統制リスク	*		統制リスク	*
	特定項目抽出による試査			特定項目抽出による試査	
	特定の取引種類、勘定残高又は注記事項に対する重要性の基準値	*		特定の取引種類、勘定残高又は注記事項に対する重要性の基準値	*
	特別な検討を必要とするリスク	*		特別な検討を必要とするリスク	*
	特別目的の財務諸表	*		特別目的の財務諸表	*
	特別目的の財務報告の枠組み	*		特別目的の財務報告の枠組み	*
	独立性			独立性	
	独立第三者間取引	*		独立第三者間取引	*
な	内部監査機能	*	な	内部監査機能	*
	内部監査人	*		内部監査人	*
	内部統制	*		内部統制	*
	内部統制システム	*		内部統制システム	*
	内部統制システムを監視する企業のプロセス			内部統制システムを監視する企業のプロセス	
に	内部統制の逸脱		に	内部統制の逸脱	
	内部統制の不備	*		内部統制の不備	*
	二重責任の原則			二重責任の原則	
	二重目的テスト			二重目的テスト	

改正案			現 行		
ね	ネットワーク	*	ね	ネットワーク	*
	ネットワーク・ファーム	*		ネットワーク・ファーム	*
の	年次報告書		の	年次報告書	
	ノンサンプリングリスク	*		ノンサンプリングリスク	*
は	発見リスク	*	は	発見リスク	*
	発見事項（品質管理システムに関する）	*		発見事項（品質管理システムに関する）	*
ひ	判断による虚偽表示			判断による虚偽表示	
	比較財務諸表	*	ひ	比較財務諸表	*
	比較情報	*		比較情報	*
	否定的意見			否定的意見	
	品質管理システム	*		品質管理システム	*
	（品質管理システムに関連する）対応	*		（品質管理システムに関連する）対応	*
	品質目標	*		品質目標	*
	品質リスク	*		品質リスク	*
ふ	不確実性		ふ	不確実性	
	不正	*		不正	*
	不正な財務報告			不正な財務報告	
	不正による重要な虚偽表示の疑義	*		不正による重要な虚偽表示の疑義	*
	不正による重要な虚偽表示の兆候を示す状況	*		不正による重要な虚偽表示の兆候を示す状況	*
	不正による重要な虚偽表示を示唆する状況	*		不正による重要な虚偽表示を示唆する状況	*
	不正リスク	*		不正リスク	*
	不正リスク要因	*		不正リスク要因	*
	不適正意見			不適正意見	
	分析の実証手続			分析の実証手続	
ほ	分析の手続	*		分析の手続	*
	母集団	*	ほ	母集団	*
	補足的な情報			補足的な情報	
み	未回答	*	み	未回答	*
	未修正の虚偽表示	*		未修正の虚偽表示	*
	見積手法			見積手法	
	見積りの不確実性	*		見積りの不確実性	*
	未発見の虚偽表示			未発見の虚偽表示	
む	無限定意見	*	む	無限定意見	*
よ	要約財務諸表	*	よ	要約財務諸表	*

改正案				現 行			
り れ わ	予想逸脱率			予想逸脱率			
	予想虚偽表示額			予想虚偽表示額			
	リスク対応手続		*	リスク対応手続		*	
	リスク評価手続		*	リスク評価手続		*	
	例外的事象		*	例外的事象		*	
わ	我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準			我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準			
	我が国における職業倫理に関する規定		*	我が国における職業倫理に関する規定		*	
*監査基準報告書又は品質管理基準報告書で定義されている。				*監査基準報告書又は品質管理基準報告書で定義されている。			
	用 語	定義又は説明	備 考		用 語	定義又は説明	備 考
あ	I T 環境 IT environment	I Tアプリケーション及びそれを支援する I Tインフラストラクチャーをいい、I Tプロセスや I Tプロセスに関わる要員も含まれる。企業は、これらを業務の支援や事業戦略を達成するために利用する。本報告書の目的において、I T環境に関連する事項は以下のとおりである。 ① I Tアプリケーションは、取引若しくは情報の開始、処理、記録及び報告において使用されるプログラム又は一連のプログラム群のことをいう。I Tアプリケーションにはデータウェアハウスとレポートライターも含まれる。 ② I Tインフラストラクチャーは、ネットワーク、オペレーティング・システム、データベース、そして、これらに関連するハードウェアとソフトウェアから構成される。 ③ I Tプロセスとは、I T環境へのアクセスの管理、プログラムの変更又は I T環境に対する変更の管理及び I T業務の管理をするための企業のプロセスをいう。	監基報 315 第 11 項(1)	あ	I T 環境 IT environment	I Tアプリケーション及びそれを支援する I Tインフラストラクチャーをいい、I Tプロセスや I Tプロセスに関わる要員も含まれる。企業は、これらを業務の支援や事業戦略を達成するために利用する。本報告書の目的において、I T環境に関連する事項は以下のとおりである。 ① I Tアプリケーションは、取引若しくは情報の開始、処理、記録及び報告において使用されるプログラム又は一連のプログラム群のことをいう。I Tアプリケーションにはデータウェアハウスとレポートライターも含まれる。 ② I Tインフラストラクチャーは、ネットワーク、オペレーティング・システム、データベース、そして、これらに関連するハードウェアとソフトウェアから構成される。 ③ I Tプロセスとは、I T環境へのアクセスの管理、プログラムの変更又は I T環境に対する変更の管理及び I T業務の管理をするための企業のプロセスをいう。	監基報 315 第 11 項(1)
	I T 全般統制 General IT controls	I T環境の継続的かつ適切な運用を支援する企業の I Tプロセスに係る内部統制のことをいう。I T環境の継続的かつ適切な運用には、継続して有効に機能する情報処理統制、及び企業の情報システム内の情報のインテグリティ（すなわち、情報（データ）の網羅性、正確性、正当性）の確保が含まれる。 ※「I T環境」も参照	監基報 315 第 11 項(2)		I T 全般統制 General IT controls	I T環境の継続的かつ適切な運用を支援する企業の I Tプロセスに係る内部統制のことをいう。I T環境の継続的かつ適切な運用には、継続して有効に機能する情報処理統制、及び企業の情報システム内の情報のインテグリティ（すなわち、情報（データ）の網羅性、正確性、正当性）の確保が含まれる。 ※「I T環境」も参照	監基報 315 第 11 項(2)
	I Tの利用から生じるリスク Risks arising from the use of IT	企業の I Tプロセスにおける内部統制のデザイン若しくは運用が有効でないことにより、情報処理統制が有効にデザイン若しくは運用されない可能性又は企業の情報システム内の情報のインテグリティ（すなわち、取引及びその他の情報（データ）の網羅性、正確性、正当性）に対し引き起こされるリスクをいう。 ※「I T環境」も参照	監基報 315 第 11 項(3)		I Tの利用から生じるリスク Risks arising from the use of IT	企業の I Tプロセスにおける内部統制のデザイン若しくは運用が有効でないことにより、情報処理統制が有効にデザイン若しくは運用されない可能性又は企業の情報システム内の情報のインテグリティ（すなわち、取引及びその他の情報（データ）の網羅性、正確性、正当性）に対し引き起こされるリスクをいう。 ※「I T環境」も参照	監基報 315 第 11 項(3)
	アクセス・コントロール	アクセス・コントロールとは、オンライン端末、プログラムやデータにアクセスすることを制限する手続をいう。アクセス・コントロールは、	監基報 240 付録		アクセス・コントロール	アクセス・コントロールとは、オンライン端末、プログラムやデータにアクセスすることを制限する手続をいう。アクセス・コントロールは、	監基報 240 付録

改正案				現 行			
	Access controls	「利用者の認証」と「利用者の承認」から成る。「利用者の認証」は、通常、固有のログオンによる認証、パスワード、アクセスカード又は生体認証データを通じて、個人を特定しようとするものである。「利用者の承認」は、個々の利用者がアクセス可能なコンピュータ・リソースを決定するアクセスのルールから成る。 これらの手続は、特に、以下を防止又は発見するためにデザインされる。 (a) オンライン端末、プログラムやデータへの未承認のアクセス (b) 未承認の取引の記帳 (c) データファイルへの未承認の変更 (d) 未承認の者によるコンピュータ・プログラムの利用 (e) コンピュータ・プログラムの未承認の利用 アクセス・セキュリティには、アクセス・コントロールに加えて、直接・間接的に会計データに影響を与える情報セキュリティが含まれる。例えば、ユーザ I D 管理やログ管理といった、プログラム及びデータ等の情報資源へのアクセスを制限するための論理的セキュリティのツールの導入・運用、入退出管理や情報機器への物理的なアクセス制限等に係る内部統制が含まれる。	1		Access controls	「利用者の認証」と「利用者の承認」から成る。「利用者の認証」は、通常、固有のログオンによる認証、パスワード、アクセスカード又は生体認証データを通じて、個人を特定しようとするものである。「利用者の承認」は、個々の利用者がアクセス可能なコンピュータ・リソースを決定するアクセスのルールから成る。 これらの手続は、特に、以下を防止又は発見するためにデザインされる。 (a) オンライン端末、プログラムやデータへの未承認のアクセス (b) 未承認の取引の記帳 (c) データファイルへの未承認の変更 (d) 未承認の者によるコンピュータ・プログラムの利用 (e) コンピュータ・プログラムの未承認の利用 アクセス・セキュリティには、アクセス・コントロールに加えて、直接・間接的に会計データに影響を与える情報セキュリティが含まれる。例えば、ユーザ I D 管理やログ管理といった、プログラム及びデータ等の情報資源へのアクセスを制限するための論理的セキュリティのツールの導入・運用、入退出管理や情報機器への物理的なアクセス制限等に係る内部統制が含まれる。	1
	アサーション Assertions	経営者が財務諸表において明示的か否かにかかわらず提示するものであり、財務諸表が、情報の認識、測定、表示及び注記に関して適用される財務報告の枠組みに準拠して作成されていることを表すものである。監査人は、重要な虚偽表示リスクの識別、評価及び対応において、発生する可能性のある虚偽表示の種類を考慮する際にアサーションを利用する。	監基報 315 第 11 項(4)		アサーション Assertions	経営者が財務諸表において明示的か否かにかかわらず提示するものであり、財務諸表が、情報の認識、測定、表示及び注記に関して適用される財務報告の枠組みに準拠して作成されていることを表すものである。監査人は、重要な虚偽表示リスクの識別、評価及び対応において、発生する可能性のある虚偽表示の種類を考慮する際にアサーションを利用する。	監基報 315 第 11 項(4)
	アサーション・レベルの重要な虚偽表示リスク Risks of material misstatement at the assertion level	固有リスク及び統制リスクの二つの要素で構成される。固有リスクと統制リスクは企業側のリスクであり、財務諸表監査とは独立して存在している。	監基報 200 の A36 項		アサーション・レベルの重要な虚偽表示リスク Risks of material misstatement at the assertion level	固有リスク及び統制リスクの二つの要素で構成される。固有リスクと統制リスクは企業側のリスクであり、財務諸表監査とは独立して存在している。	監基報 200 の A36 項
	アプリケーション Application	「 I T 環境」を参照	監基報 315 第 11 項(1)		アプリケーション Application	「 I T 環境」を参照	監基報 315 第 11 項(1)
い	委託会社 User entity	財務諸表の監査を受けている会社で、受託会社の提供する業務を利用する会社をいう。	監基報 402 第 7 項(1)	い	委託会社 User entity	財務諸表の監査を受けている会社で、受託会社の提供する業務を利用する会社をいう。	監基報 402 第 7 項(1)
	委託会社監査人 User auditor	委託会社の財務諸表の監査を実施する監査人をいう。	監基報 402 第 7 項(2)		委託会社監査人 User auditor	委託会社の財務諸表の監査を実施する監査人をいう。	監基報 402 第 7 項(2)
	委託会社の相補的な内部統制 Complementary	受託業務をデザインする段階で、委託会社において整備されることを受託会社が想定する内部統制であり、受託会社のシステムに関する記述書において統制目的の達成に必要な内部統制として識別され、記載される	監基報 402 第 7 項(3)		委託会社の相補的な内部統制 Complementary	受託業務をデザインする段階で、委託会社において整備されることを受託会社が想定する内部統制であり、受託会社のシステムに関する記述書において統制目的の達成に必要な内部統制として識別され、記載される	監基報 402 第 7 項(3)

改正案				現 行			
	user entity controls	ものをいう。			user entity controls	ものをいう。	
	一般目的の財務諸表 General purpose financial statements	一般目的の財務報告の枠組みに準拠して作成される財務諸表をいう。	監基報 700 第 7 項(1)		一般目的の財務諸表 General purpose financial statements	一般目的の財務報告の枠組みに準拠して作成される財務諸表をいう。	監基報 700 第 7 項(1)
	一般目的の財務報告の枠組み General purpose framework	広範囲の利用者に共通する財務情報に対するニーズを満たすように策定された財務報告の枠組みをいう。財務報告の枠組みには、「適正表示の枠組み」と「準拠性の枠組み」がある。 ◆ 「適正表示の枠組み」は、その財務報告の枠組みにおいて要求されている事項の遵守が要求され、かつ、以下のいずれかを満たす財務報告の枠組みに対して使用される。 ① 財務諸表の適正表示を達成するため、財務報告の枠組みにおいて具体的に要求されている以上の開示を行うことが必要な場合があることが、財務報告の枠組みにおいて明示的又は黙示的に認められている。 ② 財務諸表の適正表示を達成するため、財務報告の枠組みにおいて要求されている事項からの離脱が必要な場合があることが、財務報告の枠組みにおいて明示的に認められている。ただし、このような離脱は、非常にまれな状況においてのみ必要となることが想定されている。 ◆ 「準拠性の枠組み」は、その財務報告の枠組みにおいて要求される事項の遵守が要求されるのみで、上記①及び②のいずれも満たさない財務報告の枠組みに対して使用される。	監基報 700 第 7 項(2)		一般目的の財務報告の枠組み General purpose framework	広範囲の利用者に共通する財務情報に対するニーズを満たすように策定された財務報告の枠組みをいう。財務報告の枠組みには、「適正表示の枠組み」と「準拠性の枠組み」がある。 ◆ 「適正表示の枠組み」は、その財務報告の枠組みにおいて要求されている事項の遵守が要求され、かつ、以下のいずれかを満たす財務報告の枠組みに対して使用される。 ① 財務諸表の適正表示を達成するため、財務報告の枠組みにおいて具体的に要求されている以上の開示を行うことが必要な場合があることが、財務報告の枠組みにおいて明示的又は黙示的に認められている。 ② 財務諸表の適正表示を達成するため、財務報告の枠組みにおいて要求されている事項からの離脱が必要な場合があることが、財務報告の枠組みにおいて明示的に認められている。ただし、このような離脱は、非常にまれな状況においてのみ必要となることが想定されている。 ◆ 「準拠性の枠組み」は、その財務報告の枠組みにおいて要求される事項の遵守が要求されるのみで、上記①及び②のいずれも満たさない財務報告の枠組みに対して使用される。	監基報 700 第 7 項(2)
	違法行為 Non-compliance (in the context of ISA 250)	故意若しくは過失又は作為若しくは不作為を問わず、企業、その経営者、監査役等、従業員等又は企業の指示の下で働く委託先業者等のその他の者によって行われる、法令違反となる行為をいう。違法行為には、企業の事業活動に関連しない、個人の違法行為は含まれない。	監基報 250 第 11 項		違法行為 Non-compliance (in the context of ISA 250)	故意若しくは過失又は作為若しくは不作為を問わず、企業、その経営者、監査役等、従業員等又は企業の指示の下で働く委託先業者等のその他の者によって行われる、法令違反となる行為をいう。違法行為には、企業の事業活動に関連しない、個人の違法行為は含まれない。	監基報 250 第 11 項
う	ウォークスルー Walk-through test	情報システムにおいて、取引の開始から財務諸表に反映されるまでを追跡することをいう。	監基報 315 の A124 項	う	ウォークスルー Walk-through test	情報システムにおいて、取引の開始から財務諸表に反映されるまでを追跡することをいう。	監基報 315 の A124 項
	運用評価手続 Tests of controls	アサーション・レベルの重要な虚偽表示を防止又は発見・是正する内部統制について、その運用状況の有効性を評価するために立案し実施する監査手続をいう。	監基報 330 第 3 項(1)		運用評価手続 Tests of controls	アサーション・レベルの重要な虚偽表示を防止又は発見・是正する内部統制について、その運用状況の有効性を評価するために立案し実施する監査手続をいう。	監基報 330 第 3 項(1)
え	閲覧（記録や文書の閲覧） Inspection of records or documents (as an audit procedure)	監査手続の手法の一つ。記録や文書の閲覧は、紙媒体、電子媒体又はその他の媒体による企業内外の記録や文書を確認める監査手続であり、記録や文書の性質や情報源によって、さらに、企業内部の記録や文書の場合にはそれらの作成に係る内部統制の有効性によって、監査人が記録や文書の閲覧により入手する監査証拠の証明力は異なる。運用評価手続として実施する記録や文書の閲覧の例として、承認の有無を確認めることがある。	監基報 500 の A14 項	え	閲覧（記録や文書の閲覧） Inspection of records or documents (as an audit procedure)	監査手続の手法の一つ。記録や文書の閲覧は、紙媒体、電子媒体又はその他の媒体による企業内外の記録や文書を確認める監査手続であり、記録や文書の性質や情報源によって、さらに、企業内部の記録や文書の場合にはそれらの作成に係る内部統制の有効性によって、監査人が記録や文書の閲覧により入手する監査証拠の証明力は異なる。運用評価手続として実施する記録や文書の閲覧の例として、承認の有無を確認めることがある。	監基報 500 の A14 項
か	会計記録 Accounting	企業が作成した取引や会計事象の記録とその裏付けとなる記録をいう。取引を認識した記録（起票）とその裏付けとなる記録（例えば、小切手、	監基報 500 第 4	か	会計記録 Accounting	企業が作成した取引や会計事象の記録とその裏付けとなる記録をいう。取引を認識した記録（起票）とその裏付けとなる記録（例えば、小切手、	監基報 500 第 4

改正案				現 行			
	records	電信送金票、請求書、契約書等）や、総勘定元帳、補助元帳、仕訳帳、仕訳帳に記帳されない財務諸表に対するその他の修正、及び原価配分・計算・調整・開示を裏付けるワークシートやスプレッドシートなどの記録が含まれる。	項(1)		records	電信送金票、請求書、契約書等）や、総勘定元帳、補助元帳、仕訳帳、仕訳帳に記帳されない財務諸表に対するその他の修正、及び原価配分・計算・調整・開示を裏付けるワークシートやスプレッドシートなどの記録が含まれる。	項(1)
	会計事務所等 Firm	倫理規則において用いられている用語であり、品質管理基準報告書や監査基準報告書で用いられている「監査事務所」は以下の(1)のみを指している（「監査事務所」参照）。 (1) 会員が開業する事務所（公認会計士法以外の法律に基づく事務所を除く。）及び監査法人 (2) 出資、経営その他の手段を通じて(1)を支配する事業体 (3) 出資、経営その他の手段を通じて(1)が支配している事業体	倫理規則 用語集		会計事務所等 Firm	倫理規則において用いられている用語であり、品質管理基準報告書や監査基準報告書で用いられている「監査事務所」は以下の(1)のみを指している（「監査事務所」参照）。 (1) 会員が開業する事務所（公認会計士法以外の法律に基づく事務所を除く。）及び監査法人 (2) 出資、経営その他の手段を通じて(1)を支配する事業体 (3) 出資、経営その他の手段を通じて(1)が支配している事業体	倫理規則 用語集
	会計上の見積り Accounting estimate	適用される財務報告の枠組みに従って、金額の測定に見積りの不確実性を伴うものをいう。	監基報 540 第 11 項(1)		会計上の見積り Accounting estimate	適用される財務報告の枠組みに従って、金額の測定に見積りの不確実性を伴うものをいう。	監基報 540 第 11 項(1)
	会計上の見積りの 確定額 Outcome of an accounting estimate	会計上の見積りに係る取引、事象又は状況が最終的に確定することによって生ずる実績金額をいう。	監基報 540 第 11 項(6)		会計上の見積りの 確定額 Outcome of an accounting estimate	会計上の見積りに係る取引、事象又は状況が最終的に確定することによって生ずる実績金額をいう。	監基報 540 第 11 項(6)
	（会計上の見積りに おける）仮定 Assumptions	複数の選択肢や一定の範囲から選ぶ余地がある、金利や割引率の選択又は将来の状況や事象に関する見通し等について、入手可能な情報に基づく判断により選択される値等をいう。	監基報 540 の A3 項		（会計上の見積りに おける）仮定 Assumptions	複数の選択肢や一定の範囲から選ぶ余地がある、金利や割引率の選択又は将来の状況や事象に関する見通し等について、入手可能な情報に基づく判断により選択される値等をいう。	監基報 540 の A3 項
	（会計上の見積りに おける）データ Data	直接観察することにより入手できる情報又は企業の外部から入手できる情報をいう。データを分析又は解釈することで得られた情報は、当該分析又は解釈の技法が十分に確立された理論に基づいており、経営者の判断の必要性が低い場合には派生データと呼ばれ、そうでない場合には、そのような情報は仮定となる。	監基報 540 の A4 項		（会計上の見積りに おける）データ Data	直接観察することにより入手できる情報又は企業の外部から入手できる情報をいう。データを分析又は解釈することで得られた情報は、当該分析又は解釈の技法が十分に確立された理論に基づいており、経営者の判断の必要性が低い場合には派生データと呼ばれ、そうでない場合には、そのような情報は仮定となる。	監基報 540 の A4 項
	階層化 Stratification	母集団を類似した特性（多くの場合、金額）を持ったサンプリング単位の集団である幾つかの下位母集団に分けるプロセスをいう。	監基報 530 第 4 項(6)		階層化 Stratification	母集団を類似した特性（多くの場合、金額）を持ったサンプリング単位の集団である幾つかの下位母集団に分けるプロセスをいう。	監基報 530 第 4 項(6)
	外部情報源 External Information Sources	以下のいずれかに該当する、幅広い利用者の使用に適する情報を提供する外部の個人又は組織をいう。 ・ 企業が財務諸表の作成に当たって使用する情報 ・ 監査証拠として監査人が入手する情報。ただし、外部の個人又は組織が以下のいずれかとして情報を提供する場合、当該情報源に関しては、外部情報源とはみなされない。 ・ 経営者の利用する専門家 ・ 受託会社（監査基準報告書 402「業務を委託している企業の監査上の考慮事項」第 7 項参照） ・ 監査人の利用する専門家	監基報 500 第 4 項(3)		外部情報源 External Information Sources	以下のいずれかに該当する、幅広い利用者の使用に適する情報を提供する外部の個人又は組織をいう。 ・ 企業が財務諸表の作成に当たって使用する情報 ・ 監査証拠として監査人が入手する情報。ただし、外部の個人又は組織が以下のいずれかとして情報を提供する場合、当該情報源に関しては、外部情報源とはみなされない。 ・ 経営者の利用する専門家 ・ 受託会社（監査基準報告書 402「業務を委託している企業の監査上の考慮事項」第 7 項参照） ・ 監査人の利用する専門家	監基報 500 第 4 項(3)

改正案				現 行			
	外部の検証 External inspections	監査事務所の品質管理システム又は監査事務所が実施した監査業務に関連して、外部の監督当局等によって実施される検証又は調査をいう。これには、公認会計士・監査審査会による検査及び日本公認会計士協会による品質管理レビューが含まれる。	品基報第1号第16項(7)		外部の検証 External inspections	監査事務所の品質管理システム又は監査事務所が実施した監査業務に関連して、外部の監督当局等によって実施される検証又は調査をいう。これには、公認会計士・監査審査会による検査及び日本公認会計士協会による品質管理レビューが含まれる。	品基報第1号第16項(7)
	確定した虚偽表示 Factual misstatement	虚偽表示の分類の一つ。虚偽表示としての事実が確かめられた場合の虚偽表示をいう。	監基報450のA6項		確定した虚偽表示 Factual misstatement	虚偽表示の分類の一つ。虚偽表示としての事実が確かめられた場合の虚偽表示をいう。	監基報450のA6項
	確認 External confirmation	紙媒体、電子媒体又はその他の媒体により、監査人が確認の相手先である第三者（確認回答者）から文書による回答を直接入手する監査手続をいう。	監基報505第5項(1)		確認 External confirmation	紙媒体、電子媒体又はその他の媒体により、監査人が確認の相手先である第三者（確認回答者）から文書による回答を直接入手する監査手続をいう。	監基報505第5項(1)
	確認差異 Exception (in relation to confirmation)	確認依頼した情報や企業の記録に含まれる情報と確認回答者の提供した情報との間にある差異をいう。	監基報505第5項(5)		確認差異 Exception (in relation to confirmation)	確認依頼した情報や企業の記録に含まれる情報と確認回答者の提供した情報との間にある差異をいう。	監基報505第5項(5)
	過去財務情報 Historical financial information	過去の一定期間に発生した経済事象、又は過去の一定時点における経済的な状態若しくは状況について財務的に表現した特定の企業に関連する情報であり、主として企業の会計システムから得られる。	監基報200第12項(1)		過去財務情報 Historical financial information	過去の一定期間に発生した経済事象、又は過去の一定時点における経済的な状態若しくは状況について財務的に表現した特定の企業に関連する情報であり、主として企業の会計システムから得られる。	監基報200第12項(1)
	合算リスク Aggregation risk	未修正の虚偽表示及び未発見の虚偽表示の合計が、財務諸表全体としての重要性の基準値を上回る可能性をいう。	監基報600第14項(1)		合算リスク Aggregation risk	未修正の虚偽表示及び未発見の虚偽表示の合計が、財務諸表全体としての重要性の基準値を上回る可能性をいう。	監基報600第14項(1)
	ガバナンス Governance	企業の戦略的方向性と説明責任を果たしているかどうかを監視する責任を有する者又は組織の役割をいう。	監基報260第10項(2)		ガバナンス Governance	企業の戦略的方向性と説明責任を果たしているかどうかを監視する責任を有する者又は組織の役割をいう。	監基報260第10項(2)
	ガバナンスに責任を有する者 Those charged with governance	企業の戦略的方向性と説明責任を果たしているかどうかを監視する責任を有する者又は組織をいう。これには、財務報告プロセスの監視が含まれる。国によっては、ガバナンスに責任を有する者には、経営者を含むことがある。 なお、我が国においては、会社法の機関の設置に応じて、取締役会、監査役若しくは監査役会、監査等委員会又は監査委員会がガバナンスに責任を有する者に該当するが、品質管理基準報告書及び監査基準報告書においては、原則として監査人のコミュニケーションの対象は、監査役若しくは監査役会、監査等委員会又は監査委員会を想定し「監査役等」と記載している。一方、海外の構成単位の監査に関連する場合は、ガバナンスの構造の多様性を考慮して「ガバナンスに責任を有する者」を使用している。	監基報200第12項(14) 監基報260第10項(2)		ガバナンスに責任を有する者 Those charged with governance	企業の戦略的方向性と説明責任を果たしているかどうかを監視する責任を有する者又は組織をいう。これには、財務報告プロセスの監視が含まれる。国によっては、ガバナンスに責任を有する者には、経営者を含むことがある。 なお、我が国においては、会社法の機関の設置に応じて、取締役会、監査役若しくは監査役会、監査等委員会又は監査委員会がガバナンスに責任を有する者に該当するが、品質管理基準報告書及び監査基準報告書においては、原則として監査人のコミュニケーションの対象は、監査役若しくは監査役会、監査等委員会又は監査委員会を想定し「監査役等」と記載している。一方、海外の構成単位の監査に関連する場合は、ガバナンスの構造の多様性を考慮して「ガバナンスに責任を有する者」を使用している。	監基報200第12項(14) 監基報260第10項(2)
	監査業務チーム Audit team	倫理規則で用いられている用語であり、品質管理基準報告書や監査基準報告書で用いられている「監査チーム」は、以下の(1)のみを指している（「監査チーム」参照）。 (1) 監査業務に携わる業務チームの全ての者 (2) その他、監査業務の結果に直接影響を及ぼすことのできる会計事務	倫理規則用語集		監査業務チーム Audit team	倫理規則で用いられている用語であり、品質管理基準報告書や監査基準報告書で用いられている「監査チーム」は、以下の(1)のみを指している（「監査チーム」参照）。 (1) 監査業務に携わる業務チームの全ての者 (2) その他、監査業務の結果に直接影響を及ぼすことのできる会計事務	倫理規則用語集

改正案				現 行			
		所等内の全ての者。これには、次の者が含まれる。 ① 監査業務の実施に関連して監査業務執行責任者の報酬を提言するか、又は当該責任者について直接的な監督、管理若しくはその他の監視を行う者。これらの者には、会計事務所等の最高責任者に至るまで、監査業務執行責任者より上位の職位にある全ての者が含まれる。 ② 監査業務の実施のために、専門的な、又は業界固有の問題、取引又は事象について専門的な見解の問合せに対応する者 ③ 監査業務の品質管理を行う者(監査業務に係る審査を実施する者を含む。) (3) 監査業務の結果に直接的な影響を及ぼすことができるネットワーク・ファーム内の全ての者				所等内の全ての者。これには、次の者が含まれる。 ① 監査業務の実施に関連して監査業務執行責任者の報酬を提言するか、又は当該責任者について直接的な監督、管理若しくはその他の監視を行う者。これらの者には、会計事務所等の最高責任者に至るまで、監査業務執行責任者より上位の職位にある全ての者が含まれる。 ② 監査業務の実施のために、専門的な、又は業界固有の問題、取引又は事象について専門的な見解の問合せに対応する者 ③ 監査業務の品質管理を行う者(監査業務に係る審査を実施する者を含む。) (3) 監査業務の結果に直接的な影響を及ぼすことができるネットワーク・ファーム内の全ての者	
	監査計画 Audit plan	効果的かつ効率的な方法で監査を実施するために、監査業務に対する監査の基本的な方針を策定し、詳細な監査計画を作成することをいう。	監基報 300 第 2 項		監査計画 Audit plan	効果的かつ効率的な方法で監査を実施するために、監査業務に対する監査の基本的な方針を策定し、詳細な監査計画を作成することをいう。	監基報 300 第 2 項
	監査契約に係る予備的な活動 Preliminary engagement activities	監査契約を締結できる程度に監査リスクを低い水準に抑えるために、監査の遂行に支障を来す可能性のある事象又は状況をあらかじめ網羅的に検討することをいい、監査契約の更新の可否に関する手続、独立性を含む関連する職業倫理に関する規定の遵守状況の評価、監査契約の内容の十分な理解が含まれる。	監基報 300 第 5 項		監査契約に係る予備的な活動 Preliminary engagement activities	監査契約を締結できる程度に監査リスクを低い水準に抑えるために、監査の遂行に支障を来す可能性のある事象又は状況をあらかじめ網羅的に検討することをいい、監査契約の更新の可否に関する手続、独立性を含む関連する職業倫理に関する規定の遵守状況の評価、監査契約の内容の十分な理解が含まれる。	監基報 300 第 5 項
	監査サンプリング (又はサンプリング) Audit sampling (Sampling)	監査人が監査対象となった母集団全体に関する結論を導き出すための合理的な基礎を得るため、母集団内の全てのサンプリング単位に抽出の機会が与えられるような方法で、母集団内の 100%未満の項目に監査手続を適用することをいう。	監基報 530 第 4 項(1)		監査サンプリング (又はサンプリング) Audit sampling (Sampling)	監査人が監査対象となった母集団全体に関する結論を導き出すための合理的な基礎を得るため、母集団内の全てのサンプリング単位に抽出の機会が与えられるような方法で、母集団内の 100%未満の項目に監査手続を適用することをいう。	監基報 530 第 4 項(1)
	監査実施者	「監査チーム」及び「専門要員」を参照			監査実施者	「監査チーム」及び「専門要員」を参照	
	監査実施の基礎となる経営者の責任に関する前提 Premise, relating to the responsibilities of management and, where appropriate, those charged with governance, on which an audit is conducted	経営者は、一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を実施するための基礎となる以下の責任を認識し理解しているという前提をいう。 ① 適用される財務報告の枠組みに準拠して財務諸表を作成すること(適正表示の枠組みの場合は、財務諸表を適正に表示することを含む。)。 ② 不正か誤謬かを問わず、重要な虚偽表示のない財務諸表を作成するために経営者が必要と判断する内部統制を整備及び運用すること。 ③ 以下を監査人に提供すること。 ア. 経営者が財務諸表の作成に関連すると認識している記録や証憑書類等の全ての情報 イ. 監査人が監査の目的に関連して経営者に依頼する、全ての追加的な情報 ウ. 監査人が監査証拠を入手するために必要と判断した、企業構成員への制限のない質問や面談の機会 適正表示の枠組みの場合、①の責任は、「適用される財務報告の枠組みに準拠して財務諸表を作成し適正に表示すること」となる。「監査実施の基礎となる経営者の責任に関する前提」は、「監査実施の前提」と省	監基報 200 第 12 項(2)		監査実施の基礎となる経営者の責任に関する前提 Premise, relating to the responsibilities of management and, where appropriate, those charged with governance, on which an audit is conducted	経営者は、一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を実施するための基礎となる以下の責任を認識し理解しているという前提をいう。 ① 適用される財務報告の枠組みに準拠して財務諸表を作成すること(適正表示の枠組みの場合は、財務諸表を適正に表示することを含む。)。 ② 不正か誤謬かを問わず、重要な虚偽表示のない財務諸表を作成するために経営者が必要と判断する内部統制を整備及び運用すること。 ③ 以下を監査人に提供すること。 ア. 経営者が財務諸表の作成に関連すると認識している記録や証憑書類等の全ての情報 イ. 監査人が監査の目的に関連して経営者に依頼する、全ての追加的な情報 ウ. 監査人が監査証拠を入手するために必要と判断した、企業構成員への制限のない質問や面談の機会 適正表示の枠組みの場合、①の責任は、「適用される財務報告の枠組みに準拠して財務諸表を作成し適正に表示すること」となる。「監査実施の基礎となる経営者の責任に関する前提」は、「監査実施の前提」と省	監基報 200 第 12 項(2)

改正案				現 行			
		略して記載される場合もある。			略して記載される場合もある。		
	監査上の主要な検討事項 Key Audit Matters	当年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項をいう。監査上の主要な検討事項は、監査人が監査役等とコミュニケーションを行った事項から選択される。	監基報 701 第 7 項		監査上の主要な検討事項 Key Audit Matters	当年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項をいう。監査上の主要な検討事項は、監査人が監査役等とコミュニケーションを行った事項から選択される。	監基報 701 第 7 項
	監査事務所 Firm	公認会計士法に基づき登録された個人事務所又は監査法人をいう。	品基報第 1 号第 16 項 (9) 監基報 220 第 12 項 (5)		監査事務所 Firm	公認会計士法に基づき登録された個人事務所又は監査法人をいう。	品基報第 1 号第 16 項 (9) 監基報 220 第 12 項 (5)
	監査事務所の品質管理システムの不備 Deficiency in the firm’s system of quality management	不備は、以下のいずれかの場合に存在する。 ① 品質管理システムの目的を達成するために必要な品質目標が設定されていない場合 ② 品質リスク又は品質リスクの組合せが、識別されていない又は適切に評価されていない場合 ③ 対応又は対応の組合せが、適切に整備又は有効に運用されていないことにより、関連する品質リスクの発生可能性が許容可能な水準まで低減されていない場合 ④ ①～③以外で、品質管理システムのある側面が欠如している、若しくは適切に整備又は有効に運用されていないことにより、本報告書の要求事項が満たされていない場合	品基報第 1 号第 16 項 (1)		監査事務所の品質管理システムの不備 Deficiency in the firm’s system of quality management	不備は、以下のいずれかの場合に存在する。 ① 品質管理システムの目的を達成するために必要な品質目標が設定されていない場合 ② 品質リスク又は品質リスクの組合せが、識別されていない又は適切に評価されていない場合 ③ 対応又は対応の組合せが、適切に整備又は有効に運用されていないことにより、関連する品質リスクの発生可能性が許容可能な水準まで低減されていない場合 ④ ①～③以外で、品質管理システムのある側面が欠如している、若しくは適切に整備又は有効に運用されていないことにより、本報告書の要求事項が満たされていない場合	品基報第 1 号第 16 項 (1)
	監査証拠 Audit evidence	監査人が意見表明の基礎となる個々の結論を導くために利用する情報をいう。監査証拠は、財務諸表の基礎となる会計記録に含まれる情報及びその他の情報からなる。	監基報 200 第 12 項 (3) 監基報 500 第 4 項 (2)		監査証拠 Audit evidence	監査人が意見表明の基礎となる個々の結論を導くために利用する情報をいう。監査証拠は、財務諸表の基礎となる会計記録に含まれる情報及びその他の情報からなる。	監基報 200 第 12 項 (3) 監基報 500 第 4 項 (2)
	監査証拠の十分性 Sufficiency (of audit evidence)	監査証拠の量的尺度をいう。必要とされる監査証拠の量は、評価した重要な虚偽表示リスクの程度及び監査証拠の質によって影響を受ける。	監基報 200 第 12 項 (3)① 監基報 500 第 4 項 (4)		監査証拠の十分性 Sufficiency (of audit evidence)	監査証拠の量的尺度をいう。必要とされる監査証拠の量は、評価した重要な虚偽表示リスクの程度及び監査証拠の質によって影響を受ける。	監基報 200 第 12 項 (3)① 監基報 500 第 4 項 (4)
	監査証拠の適切性 Appropriateness (of audit evidence)	監査証拠の質的尺度をいう。すなわち、意見表明のための基礎を裏付ける監査証拠の適合性と証明力をいう。 適合性は、監査手続の目的、及び適切な場合には検討中のアサーションとの論理的な関連性又は影響を扱い、監査証拠として利用する情報の適合性は、手続の目的によって影響される。監査証拠として利用する情報の信頼性ひいては監査証拠自体の証明力は、情報源及び情報の種類、並びに関連する場合には情報の作成と管理に関する内部統制を含む情報を入手する状況によって影響される。	監基報 200 第 12 項 (3)② 監基報 500 第 4 項 (5)、 A27 項		監査証拠の適切性 Appropriateness (of audit evidence)	監査証拠の質的尺度をいう。すなわち、意見表明のための基礎を裏付ける監査証拠の適合性と証明力をいう。 適合性は、監査手続の目的、及び適切な場合には検討中のアサーションとの論理的な関連性又は影響を扱い、監査証拠として利用する情報の適合性は、手続の目的によって影響される。監査証拠として利用する情報の信頼性ひいては監査証拠自体の証明力は、情報源及び情報の種類、並びに関連する場合には情報の作成と管理に関する内部統制を含む情報を入手する状況によって影響される。	監基報 200 第 12 項 (3)② 監基報 500 第 4 項 (5)、 A27 項

改正案				現 行			
	監査上の重要性 Materiality	一般的には、脱漏を含む虚偽表示は、個別に又は集計すると、当該財務諸表の利用者の経済的意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。重要性の判断は、それぞれの状況を考慮して行われ、財務諸表の利用者の財務情報に対するニーズに関する監査人の認識、虚偽表示の金額や内容、又はそれら両者の組合せによる影響を受ける。	監基報 200 第 6 項		監査上の重要性 Materiality	一般的には、脱漏を含む虚偽表示は、個別に又は集計すると、当該財務諸表の利用者の経済的意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。重要性の判断は、それぞれの状況を考慮して行われ、財務諸表の利用者の財務情報に対するニーズに関する監査人の認識、虚偽表示の金額や内容、又はそれら両者の組合せによる影響を受ける。	監基報 200 第 6 項
	監査済財務諸表 Audited financial statements	監査人が一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査した財務諸表で、要約財務諸表を作成する基礎となる財務諸表をいう。	監基報 810 第 3 項(1)		監査済財務諸表 Audited financial statements	監査人が一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査した財務諸表で、要約財務諸表を作成する基礎となる財務諸表をいう。	監基報 810 第 3 項(1)
	監査責任者 Engagement partner	監査事務所に選任された、監査業務の実施の責任者、すなわち、専門要員のうち、監査業務とその実施及び発行する監査報告書に対する責任を負う社員等をいう。	品基報第 1 号第 16 項(3) 監基報 220 第 12 項(1)		監査責任者 Engagement partner	監査事務所に選任された、監査業務の実施の責任者、すなわち、専門要員のうち、監査業務とその実施及び発行する監査報告書に対する責任を負う社員等をいう。	品基報第 1 号第 16 項(3) 監基報 220 第 12 項(1)
	監査チーム Engagement team	個々の監査業務を実施する全ての社員等及び専門職員、並びに当該業務において監査手続を実施する他の全ての者から構成される。監査人の利用する外部の専門家（監査基準報告書 620「専門家の業務の利用」第 6 項）は含まない。	品基報第 1 号第 16 項(6) 監基報 220 第 12 項(4)		監査チーム Engagement team	個々の監査業務を実施する全ての社員等及び専門職員、並びに当該業務において監査手続を実施する他の全ての者から構成される。監査人の利用する外部の専門家（監査基準報告書 620「専門家の業務の利用」第 6 項）は含まない。	品基報第 1 号第 16 項(6) 監基報 220 第 12 項(4)
	監査調書 Engagement documentation	実施した監査手続、入手した関連する監査証拠及び監査人が到達した結論の記録をいう。	品基報第 1 号第 16 項(2) 監基報 230 第 5 項(1)		監査調書 Engagement documentation	実施した監査手続、入手した関連する監査証拠及び監査人が到達した結論の記録をいう。	品基報第 1 号第 16 項(2) 監基報 230 第 5 項(1)
	観察 Observation	監査手続の手法の一つ。他の者が実施するプロセスや手続を確かめる手続をいい、例えば、企業の従業員が実施する棚卸資産の実地棚卸状況や統制活動の実施状況を監査人が観察する手続である。	監基報 500 の A17 項		観察 Observation	監査手続の手法の一つ。他の者が実施するプロセスや手続を確かめる手続をいい、例えば、企業の従業員が実施する棚卸資産の実地棚卸状況や統制活動の実施状況を監査人が観察する手続である。	監基報 500 の A17 項
	監査手続 Audit procedures	監査人が監査意見を形成するに足る基礎を得るための監査証拠を入手するために実施する手続をいい、実施する目的により、リスク評価手続とリスク対応手続（運用評価手続又は実証手続）に分けられる。監査の手法としての監査手続には、記録や文書の閲覧、有形資産の実査、観察、質問、確認、再計算、再実施、分析的手続等があり、これらを単独又は組み合わせて実施する。	監基報 500 の A10 項		監査手続 Audit procedures	監査人が監査意見を形成するに足る基礎を得るための監査証拠を入手するために実施する手続をいい、実施する目的により、リスク評価手続とリスク対応手続（運用評価手続又は実証手続）に分けられる。監査の手法としての監査手続には、記録や文書の閲覧、有形資産の実査、観察、質問、確認、再計算、再実施、分析的手続等があり、これらを単独又は組み合わせて実施する。	監基報 500 の A10 項
	監査人 Auditor	監査業務に従事する者（通常、監査責任者又は監査チームの他のメンバー）、又は該当する場合には監査事務所に対して使用される。監査責任者に要求される事項又は監査責任者の責任を特に表す場合には、「監査人」でなく「監査責任者」が使用される。	監基報 200 第 12 項(4)		監査人 Auditor	監査業務に従事する者（通常、監査責任者又は監査チームの他のメンバー）、又は該当する場合には監査事務所に対して使用される。監査責任者に要求される事項又は監査責任者の責任を特に表す場合には、「監査人」でなく「監査責任者」が使用される。	監基報 200 第 12 項(4)
	監査人の見積額又は見積りの許容範	経営者の見積額を評価するために、監査人が監査証拠から算定した金額	監基報 540 第 11		監査人の見積額又は見積りの許容範	経営者の見積額を評価するために、監査人が監査証拠から算定した金額	監基報 540 第 11

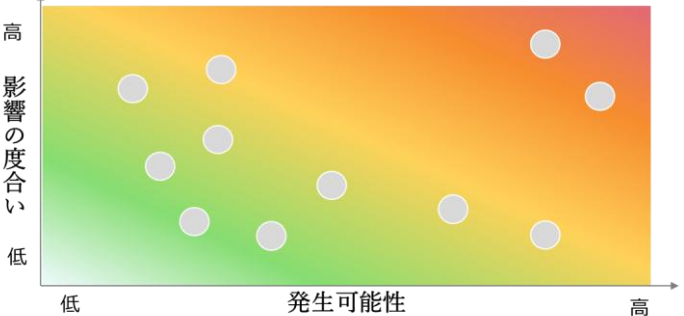
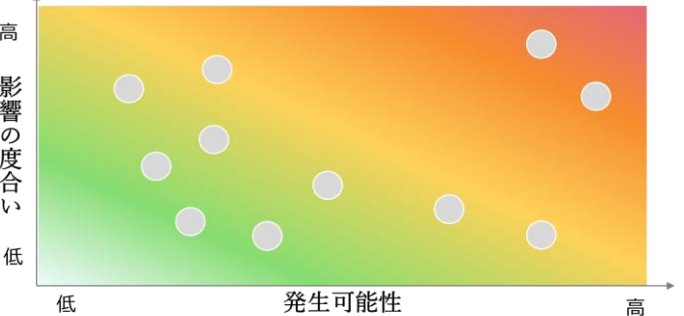
改正案				現 行			
	囲 Auditor’ s point estimate or auditor’ s range	又は金額の幅をいう。	項(2)		囲 Auditor’ s point estimate or auditor’ s range	又は金額の幅をいう。	項(2)
	監査人の利用する 専門家 Auditor’ s expert	監査人が十分かつ適切な監査証拠を入手するに当たって、会計又は監査以外の分野において専門知識を有する個人又は組織の業務を利用する場合の当該専門知識を有する個人又は組織をいう。監査人の利用する専門家は、監査人の雇用する内部の専門家(監査事務所又はネットワーク・ファームの社員等又は専門職員(非常勤者を含む。))と監査人が業務を依頼する外部の専門家を含む。	監基報 620 第 5 項(1)		監査人の利用する 専門家 Auditor’ s expert	監査人が十分かつ適切な監査証拠を入手するに当たって、会計又は監査以外の分野において専門知識を有する個人又は組織の業務を利用する場合の当該専門知識を有する個人又は組織をいう。監査人の利用する専門家は、監査人の雇用する内部の専門家(監査事務所又はネットワーク・ファームの社員等又は専門職員(非常勤者を含む。))と監査人が業務を依頼する外部の専門家を含む。	監基報 620 第 5 項(1)
	監査人予定者 Successor auditor	会社から前任監査人に代わって監査人となることを指定された者をいう。	監基報 900 第 5 項(1)		監査人予定者 Successor auditor	会社から前任監査人に代わって監査人となることを指定された者をいう。	監基報 900 第 5 項(1)
	監査の基本的な方針 Overall audit strategy	監査業務の範囲、監査の実施時期及び監査の方向性を設定することをいい、詳細な監査計画を作成するための指針となるものである。	監基報 300 第 6 項		監査の基本的な方針 Overall audit strategy	監査業務の範囲、監査の実施時期及び監査の方向性を設定することをいい、詳細な監査計画を作成するための指針となるものである。	監基報 300 第 6 項
	監査の固有の限界 Inherent limitations of an audit	監査の固有の限界は、以下を原因として生じる。 ・ 財務報告の性質 財務諸表の作成には、経営者の判断を伴い、また、多くの財務諸表項目には、主観的な判断や評価又は不確実性が関連しており、合理的と考えられる解釈や判断に幅が存在することがあること。 ・ 監査手続の性質 監査人による監査証拠の入手には、実務上及び法令上の限界があること。 ・ 監査を合理的な期間内に合理的なコストで実施する必要性 存在する可能性のある全ての情報を監査人が考慮することや、反証されない限りは、情報には誤謬又は不正が存在するという仮定に基づいて全ての事項を監査人が徹底的に追及したりすることは実務上不可能であるということ。	監基報 200 の A44 項～ A49 項		監査の固有の限界 Inherent limitations of an audit	監査の固有の限界は、以下を原因として生じる。 ・ 財務報告の性質 財務諸表の作成には、経営者の判断を伴い、また、多くの財務諸表項目には、主観的な判断や評価又は不確実性が関連しており、合理的と考えられる解釈や判断に幅が存在することがあること。 ・ 監査手続の性質 監査人による監査証拠の入手には、実務上及び法令上の限界があること。 ・ 監査を合理的な期間内に合理的なコストで実施する必要性 存在する可能性のある全ての情報を監査人が考慮することや、反証されない限りは、情報には誤謬又は不正が存在するという仮定に基づいて全ての事項を監査人が徹底的に追及したりすることは実務上不可能であるということ。	監基報 200 の A44 項～ A49 項
	監査の前提条件 Preconditions for an audit	経営者が財務諸表の作成に当たり、受入可能な財務報告の枠組みを使用すること及び経営者が監査実施の前提に合意することをいう。 ※監査実施の前提については、「監査実施の基礎となる経営者の責任に関する前提」を参照	監基報 210 第 3 項		監査の前提条件 Preconditions for an audit	経営者が財務諸表の作成に当たり、受入可能な財務報告の枠組みを使用すること及び経営者が監査実施の前提に合意することをいう。 ※監査実施の前提については、「監査実施の基礎となる経営者の責任に関する前提」を参照	監基報 210 第 3 項
	監査ファイル Audit file	紙媒体、電子媒体等に記録された特定の監査業務に関する監査調書を取りまとめたファイルをいう。	監基報 230 第 5 項(2)		監査ファイル Audit file	紙媒体、電子媒体等に記録された特定の監査業務に関する監査調書を取りまとめたファイルをいう。	監基報 230 第 5 項(2)
	監査報告書日 Date of the auditor’ s report	監査人が、監査基準報告書 700 に従って、監査報告書に記載する日付をいう。	監基報 560 <u>第 5 項(3)</u>		監査報告書日 Date of the auditor’ s report	監査人が、監査基準報告書 700 に従って、監査報告書に記載する日付をいう。	監基報 560 <u>第 4 項(1)</u>
	監査要点	監査人が、自己の意見形成の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手するために、経営者が提示する財務諸表項目に対して設定する立証すべ	監査基準		監査要点	監査人が、自己の意見形成の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手するために、経営者が提示する財務諸表項目に対して設定する立証すべ	監査基準

改正案				現 行			
	—	き目標をいい、実在性、網羅性、権利と義務の帰属、評価の妥当性、期間配分の適切性及び表示の妥当性等をいう。 ※「アサーション」を参照	第三 一基本原則 3		—	き目標をいい、実在性、網羅性、権利と義務の帰属、評価の妥当性、期間配分の適切性及び表示の妥当性等をいう。 ※「アサーション」を参照	第三 一基本原則 3
	監査リスク Audit risk	監査人が、財務諸表の重要な虚偽表示を看過して誤った意見を形成する可能性をいう。監査リスクは、重要な虚偽表示リスクと発見リスクの二つから構成される。	監基報 200 第 12 項(5)		監査リスク Audit risk	監査人が、財務諸表の重要な虚偽表示を看過して誤った意見を形成する可能性をいう。監査リスクは、重要な虚偽表示リスクと発見リスクの二つから構成される。	監基報 200 第 12 項(5)
	間接的な内部統制 Indirect controls	直接的な内部統制を支援する内部統制をいう。	監基報 315 の A10 項		間接的な内部統制 Indirect controls	直接的な内部統制を支援する内部統制をいう。	監基報 315 の A10 項
	関連するアサーション Relevant assertions	取引種類、勘定残高又は注記事項に係るアサーションのうち、重要な虚偽表示リスクが識別されたアサーションをいう。アサーションが「関連するアサーション」であるかどうかの判断は、関連する内部統制を考慮する前に行われる（すなわち、固有リスク）。	監基報 315 第 11 項(5)		関連するアサーション Relevant assertions	取引種類、勘定残高又は注記事項に係るアサーションのうち、重要な虚偽表示リスクが識別されたアサーションをいう。アサーションが「関連するアサーション」であるかどうかの判断は、関連する内部統制を考慮する前に行われる（すなわち、固有リスク）。	監基報 315 第 11 項(5)
	関連当事者 Related party	以下のいずれかに該当する当事者をいう。 ① 適用される財務報告の枠組みにおいて定義される関連当事者 ② 適用される財務報告の枠組みに関連当事者についての事項が定められていない場合、又は最小限の事項しか定められていない場合には、以下のいずれかに該当する者 ア．個人又は他の企業が、直接又は間接に、財務諸表作成会社を支配しているか又は重要な影響を及ぼしている場合の当該個人又は他の企業 イ．財務諸表作成会社が、直接又は間接に、支配しているか又は重要な影響を及ぼしている他の企業 ウ．以下のいずれかによって財務諸表作成会社と共通支配下にある他の企業 ・ 共通の支配力を有する所有者 ・ 近親者である所有者 ・ 共通の主要な経営者 ただし、政府（例えば、国又は地方公共団体など）の共通支配下にある企業の場合には、重要な取引があるか、又は相互に経営資源を相当程度共有している場合を除き、当該企業は関連当事者とはみなされない。	監基報 550 第 9 項(1)		関連当事者 Related party	以下のいずれかに該当する当事者をいう。 ① 適用される財務報告の枠組みにおいて定義される関連当事者 ② 適用される財務報告の枠組みに関連当事者についての事項が定められていない場合、又は最小限の事項しか定められていない場合には、以下のいずれかに該当する者 ア．個人又は他の企業が、直接又は間接に、財務諸表作成会社を支配しているか又は重要な影響を及ぼしている場合の当該個人又は他の企業 イ．財務諸表作成会社が、直接又は間接に、支配しているか又は重要な影響を及ぼしている他の企業 ウ．以下のいずれかによって財務諸表作成会社と共通支配下にある他の企業 ・ 共通の支配力を有する所有者 ・ 近親者である所有者 ・ 共通の主要な経営者 ただし、政府（例えば、国又は地方公共団体など）の共通支配下にある企業の場合には、重要な取引があるか、又は相互に経営資源を相当程度共有している場合を除き、当該企業は関連当事者とはみなされない。	監基報 550 第 9 項(1)
き	企業統治 Corporate governance	「ガバナンス」を参照		き	企業統治 Corporate governance	「ガバナンス」を参照	
	企業のリスク評価プロセス Entity’ s risk assessment process	内部統制システムの構成要素の一つ。企業のリスク評価プロセスは、企業目的を達成するためのリスクを識別し分析するための反復的なプロセスであり、経営者又は監査役等が管理すべきリスクをどのように決定するか的基础となる。	監基報 315 付録 3 第 7 項		企業のリスク評価プロセス Entity’ s risk assessment process	内部統制システムの構成要素の一つ。企業のリスク評価プロセスは、企業目的を達成するためのリスクを識別し分析するための反復的なプロセスであり、経営者又は監査役等が管理すべきリスクをどのように決定するか的基础となる。	監基報 315 付録 3 第 7 項
	期首残高	会計期間の開始時点に存在する勘定残高をいう。期首残高は、前年度の	監基報		期首残高	会計期間の開始時点に存在する勘定残高をいう。期首残高は、前年度の	監基報

改正案				現 行			
	Opening balances	期末残高に基づいており、過年度の取引及び事象の影響と前年度に採用した会計方針を適用している。期首残高には、期首に存在する偶発債務等の注記が必要な事項も含まれる。	510 第 3 項(2)		Opening balances	期末残高に基づいており、過年度の取引及び事象の影響と前年度に採用した会計方針を適用している。期首残高には、期首に存在する偶発債務等の注記が必要な事項も含まれる。	510 第 3 項(2)
	期末日 Date of the financial statements	財務諸表が対象とする直近の会計期間の末日をいう。	監基報 560 第 5 項(1)		期末日 Date of the financial statements	財務諸表が対象とする直近の会計期間の末日をいう。	監基報 560 第 4 項(2)
	強調事項区分 Emphasis of Matter paragraph	財務諸表に適切に表示又は開示されている事項について、利用者が財務諸表を理解する基礎として重要であると監査人が判断し、当該事項を強調するため監査報告書に設ける区分をいう。	監基報 706 第 6 項(1)		強調事項区分 Emphasis of Matter paragraph	財務諸表に適切に表示又は開示されている事項について、利用者が財務諸表を理解する基礎として重要であると監査人が判断し、当該事項を強調するため監査報告書に設ける区分をいう。	監基報 706 第 6 項(1)
	虚偽表示 Misstatements	報告される財務諸表項目の金額、分類、表示又は注記事項と、適用される財務報告の枠組みに準拠した場合に要求される財務諸表項目の金額、分類、表示又は注記事項との間の差異をいう。虚偽表示は、誤謬又は不正から発生する可能性がある。監査人が、財務諸表が全ての重要な点において適正に表示されているかどうかに関して意見表明する場合、虚偽表示には、監査人の判断において、財務諸表が全ての重要な点において適正に表示されるために必要となる、金額、分類、表示又は注記事項の修正も含まれる。	監基報 200 第 12 項(6) 監基報 450 第 3 項(1)		虚偽表示 Misstatements	報告される財務諸表項目の金額、分類、表示又は注記事項と、適用される財務報告の枠組みに準拠した場合に要求される財務諸表項目の金額、分類、表示又は注記事項との間の差異をいう。虚偽表示は、誤謬又は不正から発生する可能性がある。監査人が、財務諸表が全ての重要な点において適正に表示されているかどうかに関して意見表明する場合、虚偽表示には、監査人の判断において、財務諸表が全ての重要な点において適正に表示されるために必要となる、金額、分類、表示又は注記事項の修正も含まれる。	監基報 200 第 12 項(6) 監基報 450 第 3 項(1)
	許容逸脱率 Tolerable rate of deviation	母集団における実際の逸脱率が一定の率を上回らないような適切な保証水準を得るために、監査人が設定した所定の内部統制の逸脱率をいう。	監基報 530 第 4 項(8)		許容逸脱率 Tolerable rate of deviation	母集団における実際の逸脱率が一定の率を上回らないような適切な保証水準を得るために、監査人が設定した所定の内部統制の逸脱率をいう。	監基報 530 第 4 項(8)
	許容虚偽表示額 Tolerable misstatement	母集団内の実際の虚偽表示額が一定の金額を上回らないような適切な保証水準を得るために、監査人が設定した金額をいう。	監基報 530 第 4 項(9)		許容虚偽表示額 Tolerable misstatement	母集団内の実際の虚偽表示額が一定の金額を上回らないような適切な保証水準を得るために、監査人が設定した金額をいう。	監基報 530 第 4 項(9)
く	グループ Group	グループ財務諸表が作成される報告主体をいう。	監基報 600 第 14 項(6)	く	グループ Group	グループ財務諸表が作成される報告主体をいう。	監基報 600 第 14 項(6)
	グループ監査 Group audit	グループ財務諸表の監査をいう。	監基報 600 第 14 項(7)		グループ監査 Group audit	グループ財務諸表の監査をいう。	監基報 600 第 14 項(7)
	グループ監査責任者 Group engagement partner	グループ監査に責任を負う、監査基準報告書 220 第 12 項(1)に定める監査責任者をいう。	監基報 600 第 14 項(10)		グループ監査責任者 Group engagement partner	グループ監査に責任を負う、監査基準報告書 220 第 12 項(1)に定める監査責任者をいう。	監基報 600 第 14 項(10)
	グループ監査人 Group auditor	グループ監査人ーグループ監査責任者及び監査チームのメンバー（構成単位の監査人を除く。）をいう。グループ監査人は以下の責任を負う。 ① グループ監査の基本的な方針の策定及び詳細なグループ監査計画の作成 ② 構成単位の監査人への指揮、監督及びその作業の査閲 ③ グループ財務諸表に対する意見形成のための基礎として入手した監査証拠から導かれた結論についての評価	監基報 600 第 14 項(8)		グループ監査人 Group auditor	グループ監査人ーグループ監査責任者及び監査チームのメンバー（構成単位の監査人を除く。）をいう。グループ監査人は以下の責任を負う。 ① グループ監査の基本的な方針の策定及び詳細なグループ監査計画の作成 ② 構成単位の監査人への指揮、監督及びその作業の査閲 ③ グループ財務諸表に対する意見形成のための基礎として入手した監査証拠から導かれた結論についての評価	監基報 600 第 14 項(8)

改正案				現 行			
	グループ経営者 Group management	グループ財務諸表の作成に責任を有する経営者をいう。	監基報 600 第 14 項(12)		グループ経営者 Group management	グループ財務諸表の作成に責任を有する経営者をいう。	監基報 600 第 14 項(12)
	グループ財務諸表 Group financial statements	複数の企業又は事業単位の財務情報を含む、以下の連結プロセスを通じて作成された財務諸表をいう。 ① 連結又は持分法による会計処理 ② 親会社を有しないが共通の支配下にある、又は共通の経営者の下にある企業又は事業単位の財務情報に係る結合財務諸表の表示 ③ 企業又は事業単位（例えば、支店又は部門）に関する財務情報の集計	監基報 600 第 14 項(11)		グループ財務諸表 Group financial statements	複数の企業又は事業単位の財務情報を含む、以下の連結プロセスを通じて作成された財務諸表をいう。 ① 連結又は持分法による会計処理 ② 親会社を有しないが共通の支配下にある、又は共通の経営者の下にある企業又は事業単位の財務情報に係る結合財務諸表の表示 ③ 企業又は事業単位（例えば、支店又は部門）に関する財務情報の集計	監基報 600 第 14 項(11)
	グループ財務諸表 の監査意見 Group audit opinion	グループ財務諸表に対する監査意見をいう。	監基報 600 第 14 項(9)		グループ財務諸表 の監査意見 Group audit opinion	グループ財務諸表に対する監査意見をいう。	監基報 600 第 14 項(9)
	グループ・レベル の手続実施上の重 要性 Group performance materiality	グループ監査人が決定するグループ財務諸表全体における、監査基準報告書 320「監査の計画及び実施における重要性」第 8 項及び第 10 項に定める手続実施上の重要性をいう。	監基報 600 第 14 項(13)		グループ・レベル の手続実施上の重 要性 Group performance materiality	グループ監査人が決定するグループ財務諸表全体における、監査基準報告書 320「監査の計画及び実施における重要性」第 8 項及び第 10 項に定める手続実施上の重要性をいう。	監基報 600 第 14 項(13)
け	経営者 Management	取締役又は執行役のうち、企業における業務の執行において責任を有する者をいう。国によっては、ガバナンスに責任を有する者の一部若しくは全員が経営者である企業もあり、又はオーナー経営者のみが経営者である企業もある。	監基報 200 第 12 項(7) 監基報 260 第 10 項(1)	け	経営者 Management	取締役又は執行役のうち、企業における業務の執行において責任を有する者をいう。国によっては、ガバナンスに責任を有する者の一部若しくは全員が経営者である企業もあり、又はオーナー経営者のみが経営者である企業もある。	監基報 200 第 12 項(7) 監基報 260 第 10 項(1)
	経営者確認書 Written representation	特定の事項を確認するため又は他の監査証拠を裏付けるため、経営者が監査人に提出する書面による陳述をいう。経営者確認書は、財務諸表、財務諸表におけるアサーション又はこれらの基礎となる帳簿及び記録を含まない。	監基報 580 第 6 項		経営者確認書 Written representation	特定の事項を確認するため又は他の監査証拠を裏付けるため、経営者が監査人に提出する書面による陳述をいう。経営者確認書は、財務諸表、財務諸表におけるアサーション又はこれらの基礎となる帳簿及び記録を含まない。	監基報 580 第 6 項
	経営者の偏向 Management bias	情報の作成における経営者の中立性の欠如をいう。	監基報 540 第 11 項(4)		経営者の偏向 Management bias	情報の作成における経営者の中立性の欠如をいう。	監基報 540 第 11 項(4)
	経営者の見積額 Management' s point estimate	財務諸表で会計上の見積りとして認識又は注記するために経営者が選択した金額をいう。	監基報 540 第 11 項(5)		経営者の見積額 Management' s point estimate	財務諸表で会計上の見積りとして認識又は注記するために経営者が選択した金額をいう。	監基報 540 第 11 項(5)
	経営者の利用する 専門家 Management' s expert	企業が財務諸表を作成するに当たって、会計又は監査以外の分野において専門知識を有する個人又は組織の業務を利用する場合の当該専門知識を有する個人又は組織をいう。	監基報 500 第 4 項(6) 監基報 620 第 5 項(2)		経営者の利用する 専門家 Management' s expert	企業が財務諸表を作成するに当たって、会計又は監査以外の分野において専門知識を有する個人又は組織の業務を利用する場合の当該専門知識を有する個人又は組織をいう。	監基報 500 第 4 項(6) 監基報 620 第 5 項(2)

改正案				現 行			
	経験豊富な監査人 Experienced auditor	監査実務の経験を有し、以下の事項について相当程度理解している監査事務所内又は監査事務所外の者をいう。 ① 監査のプロセス ② 一般に公正妥当と認められる監査の基準及び適用される法令等 ③ 企業の事業内容に関連する経営環境 ④ 企業の属する産業における監査及び財務報告に関する事項	監基報 230 第 5 項(3)		経験豊富な監査人 Experienced auditor	監査実務の経験を有し、以下の事項について相当程度理解している監査事務所内又は監査事務所外の者をいう。 ① 監査のプロセス ② 一般に公正妥当と認められる監査の基準及び適用される法令等 ③ 企業の事業内容に関連する経営環境 ④ 企業の属する産業における監査及び財務報告に関する事項	監基報 230 第 5 項(3)
	継続企業の前提 Going concern assumption	経営者が、企業が将来にわたって事業活動を継続するとの前提に基づいて財務諸表を作成する場合の当該前提をいう。一般目的の財務諸表は、経営者に清算若しくは事業停止の意図があるか、又はそれ以外に現実的な代替案がない場合を除いて、継続企業の前提に基づき作成される。継続企業の前提に基づくことが適切な場合、企業の資産及び負債は、通常の事業活動において回収又は返済できるものとして計上されている。	監査基準 第三 一 基本原則 6 監基報 570 第 2 項		継続企業の前提 Going concern assumption	経営者が、企業が将来にわたって事業活動を継続するとの前提に基づいて財務諸表を作成する場合の当該前提をいう。一般目的の財務諸表は、経営者に清算若しくは事業停止の意図があるか、又はそれ以外に現実的な代替案がない場合を除いて、継続企業の前提に基づき作成される。継続企業の前提に基づくことが適切な場合、企業の資産及び負債は、通常の事業活動において回収又は返済できるものとして計上されている。	監査基準 第三 一 基本原則 6 監基報 570 第 2 項
	限定意見 Qualified opinion	監査人が、以下の場合、表明しなければならない意見をいう。 (1) 監査人が、十分かつ適切な監査証拠を入手した結果、虚偽表示が財務諸表に及ぼす影響が、個別に又は集計した場合に、重要であるが広範ではないと判断する場合 (2) 監査人が、無限定意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手できず、かつ、未発見の虚偽表示がもしあるとすれば、それが財務諸表に及ぼす可能性のある影響が、重要であるが広範ではないと判断する場合	監基報 705 第 6 項		限定意見 Qualified opinion	監査人が、以下の場合、表明しなければならない意見をいう。 (1) 監査人が、十分かつ適切な監査証拠を入手した結果、虚偽表示が財務諸表に及ぼす影響が、個別に又は集計した場合に、重要であるが広範ではないと判断する場合 (2) 監査人が、無限定意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手できず、かつ、未発見の虚偽表示がもしあるとすれば、それが財務諸表に及ぼす可能性のある影響が、重要であるが広範ではないと判断する場合	監基報 705 第 6 項
こ	構成単位 Component	グループ監査における監査手続の計画及び実施を目的として、グループ監査人により決定される企業、事業単位、機能若しくは事業活動、又はそれらの組合せをいう。	監基報 600 第 14 項(2)	こ	構成単位 Component	グループ監査における監査手続の計画及び実施を目的として、グループ監査人により決定される企業、事業単位、機能若しくは事業活動、又はそれらの組合せをいう。	監基報 600 第 14 項(2)
	構成単位の監査人 Component auditor	グループ監査の目的で構成単位に関連する監査の作業を実施する監査人をいう。構成単位の監査人は、グループ監査における監査基準報告書 220 第 12 項(4)に定める監査チームの一員である。	監基報 600 第 14 項(3)		構成単位の監査人 Component auditor	グループ監査の目的で構成単位に関連する監査の作業を実施する監査人をいう。構成単位の監査人は、グループ監査における監査基準報告書 220 第 12 項(4)に定める監査チームの一員である。	監基報 600 第 14 項(3)
	構成単位の経営者 Component management	構成単位の経営に責任を有する者をいう。	監基報 600 第 14 項(4)		構成単位の経営者 Component management	構成単位の経営に責任を有する者をいう。	監基報 600 第 14 項(4)
	構成単位の手続実施上の重要性 Component performance materiality	構成単位に関連する監査手続の計画及び実施の目的で、合算リスクを適切な低い水準に抑えるためにグループ監査人が設定する金額をいう。	監基報 600 第 14 項(5)		構成単位の手続実施上の重要性 Component performance materiality	構成単位に関連する監査手続の計画及び実施の目的で、合算リスクを適切な低い水準に抑えるためにグループ監査人が設定する金額をいう。	監基報 600 第 14 項(5)
	後発事象 Subsequent events	期末日の翌日から監査報告書日までの間に発生した事象をいう。	監基報 560 <u>第 5 項(5)</u>		後発事象 Subsequent events	期末日の翌日から監査報告書日までの間に発生した事象をいう。	監基報 560 <u>第 4 項(3)</u>
	広範 Pervasive	未修正の虚偽表示が財務諸表全体に及ぼす影響の程度、又は監査人が十分かつ適切な監査証拠を入手できず、未発見の虚偽表示がもしあるとすれば、それが財務諸表全体に及ぼす可能性のある影響の程度について説明するために用いられる。 財務諸表に対して広範な影響を及ぼす場合	監基報 705 第 4 項(1)		広範 Pervasive	未修正の虚偽表示が財務諸表全体に及ぼす影響の程度、又は監査人が十分かつ適切な監査証拠を入手できず、未発見の虚偽表示がもしあるとすれば、それが財務諸表全体に及ぼす可能性のある影響の程度について説明するために用いられる。 財務諸表に対して広範な影響を及ぼす場合	監基報 705 第 4 項(1)

改正案				現 行			
		とは、監査人の判断において以下のいずれかに該当する場合をいう。 ① 未修正又は未発見の虚偽表示の及ぼす影響が、財務諸表の特定の構成要素、勘定又は項目に限定されない場合 ② 未修正又は未発見の虚偽表示の及ぼす影響が、特定の構成要素、勘定又は項目に限定されているものの、財務諸表全体としての虚偽表示に当たる場合、又は当たる可能性がある場合 ③ 注記事項における未修正又は未発見の虚偽表示の及ぼす影響が利用者の財務諸表の理解に不可欠であると判断される場合				とは、監査人の判断において以下のいずれかに該当する場合をいう。 ① 未修正又は未発見の虚偽表示の及ぼす影響が、財務諸表の特定の構成要素、勘定又は項目に限定されない場合 ② 未修正又は未発見の虚偽表示の及ぼす影響が、特定の構成要素、勘定又は項目に限定されているものの、財務諸表全体としての虚偽表示に当たる場合、又は当たる可能性がある場合 ③ 注記事項における未修正又は未発見の虚偽表示の及ぼす影響が利用者の財務諸表の理解に不可欠であると判断される場合	
	合理的な保証 Reasonable assurance	財務諸表監査において、絶対的ではないが高い水準の保証をいう。	品基報第1号第16項(19) 監基報200第12項(8)		合理的な保証 Reasonable assurance	財務諸表監査において、絶対的ではないが高い水準の保証をいう。	品基報第1号第16項(19) 監基報200第12項(8)
	誤謬 Error	財務諸表の意図的でない虚偽表示をいい、金額又は注記事項の脱漏を含む。	監基報240第2項		誤謬 Error	財務諸表の意図的でない虚偽表示をいい、金額又は注記事項の脱漏を含む。	監基報240第2項
	固有リスク Inherent risk	「重要な虚偽表示リスク」を参照	監基報200第12項(10)		固有リスク Inherent risk	「重要な虚偽表示リスク」を参照	監基報200第12項(10)
	固有リスクの分布 Spectrum of inherent risk	固有リスク要因が虚偽表示の発生可能性又は影響の度合いに対して与える程度に基づいて評価された固有リスクの程度の分布のことをいう。これは境界線がなく、無段階に連続的に変化する分布である。 イメージ：固有リスクの分布図 	監基報540第4項 監基報315第5項		固有リスクの分布 Spectrum of inherent risk	固有リスク要因が虚偽表示の発生可能性又は影響の度合いに対して与える程度に基づいて評価された固有リスクの程度の分布のことをいう。これは境界線がなく、無段階に連続的に変化する分布である。 イメージ：固有リスクの分布図 	監基報540第4項 監基報315第5項
	固有リスク要因 Inherent risk factors	関連する内部統制が存在しないとの仮定の上で、不正か誤謬かを問わず、取引種類、勘定残高又は注記事項に係るアサーションにおける虚偽表示の生じやすさに影響を及ぼす事象又は状況の特徴をいう。固有リスク要因は定性的又は定量的な要因であり、複雑性、主観性、変化、不確実性、経営者の偏向又はその他の不正リスク要因が固有リスクに影響を及ぼす場合における虚偽表示の生じやすさを含んでいる。	監基報315第11項(6)		固有リスク要因 Inherent risk factors	関連する内部統制が存在しないとの仮定の上で、不正か誤謬かを問わず、取引種類、勘定残高又は注記事項に係るアサーションにおける虚偽表示の生じやすさに影響を及ぼす事象又は状況の特徴をいう。固有リスク要因は定性的又は定量的な要因であり、複雑性、主観性、変化、不確実性、経営者の偏向又はその他の不正リスク要因が固有リスクに影響を及ぼす場合における虚偽表示の生じやすさを含んでいる。	監基報315第11項(6)
さ	サービス・プロバイダー Service provider	品質管理システム又は監査業務の実施において利用される資源を提供する監査事務所の外部の個人又は組織をいう。したがって監査事務所のネットワーク、ネットワーク・ファーム又はその他形態にかかわらずネットワークに属する組織はサービス・プロバイダーには含まれない。「監	品基報第1号第16項(22)	さ	サービス・プロバイダー Service provider	品質管理システム又は監査業務の実施において利用される資源を提供する監査事務所の外部の個人又は組織をいう。したがって監査事務所のネットワーク、ネットワーク・ファーム又はその他形態にかかわらずネットワークに属する組織はサービス・プロバイダーには含まれない。「監	品基報第1号第16項(22)

改正案				現 行			
		査に関する品質管理基準」における「外部の業務提供者」と同義である。				査に関する品質管理基準」における「外部の業務提供者」と同義である。	
	再計算 Recalculation	監査手続の手法の一つ。再計算は、記録や文書の計算の正確性を監査人自らが計算し確かめる監査手続である。再計算は、手作業によって又は I T を用いて実施する。	監基報 500 の A19 項		再計算 Recalculation	監査手続の手法の一つ。再計算は、記録や文書の計算の正確性を監査人自らが計算し確かめる監査手続である。再計算は、手作業によって又は I T を用いて実施する。	監基報 500 の A19 項
	再実施 Reperformance	監査手続の手法の一つ。再実施は、企業が内部統制の一環として実施している手続又は内部統制を監査人が自ら実施することによって確かめる手続をいう。	監基報 500 の A20 項		再実施 Reperformance	監査手続の手法の一つ。再実施は、企業が内部統制の一環として実施している手続又は内部統制を監査人が自ら実施することによって確かめる手続をいう。	監基報 500 の A20 項
	再受託会社 Subservice organization	委託会社の財務報告に関連する情報システムの一部を構成する業務を委託会社に提供するために、受託会社が受託業務の一部を他の会社に再委託する場合の当該他の会社をいう。 受託会社の内部統制に関する保証報告書上での再受託会社の提供する業務の取扱いの方式には、以下の「除外方式」と「一体方式」の二つがある。 ◆ 除外方式では、受託会社のシステムに関する記述書に再受託会社に再委託している業務の内容が記載されるが、再受託会社に関連する統制目的及び関連する内部統制は、受託会社のシステムに関する記述書及び受託会社監査人の業務の範囲から除かれる。 ◆ 一体方式では、受託会社のシステムに関する記述書に再受託会社に再委託している業務の内容が記載され、かつ、再受託会社の関連する統制目的及び関連する内部統制が受託会社のシステムに関する記述書及び受託会社監査人の業務の範囲に含まれる。	監基報 402 第 7 項 (4)		再受託会社 Subservice organization	委託会社の財務報告に関連する情報システムの一部を構成する業務を委託会社に提供するために、受託会社が受託業務の一部を他の会社に再委託する場合の当該他の会社をいう。 受託会社の内部統制に関する保証報告書上での再受託会社の提供する業務の取扱いの方式には、以下の「除外方式」と「一体方式」の二つがある。 ◆ 除外方式では、受託会社のシステムに関する記述書に再受託会社に再委託している業務の内容が記載されるが、再受託会社に関連する統制目的及び関連する内部統制は、受託会社のシステムに関する記述書及び受託会社監査人の業務の範囲から除かれる。 ◆ 一体方式では、受託会社のシステムに関する記述書に再受託会社に再委託している業務の内容が記載され、かつ、再受託会社の関連する統制目的及び関連する内部統制が受託会社のシステムに関する記述書及び受託会社監査人の業務の範囲に含まれる。	監基報 402 第 7 項 (4)
	財務情報への監査 人の関与 Auditor association with financial information	財務情報に監査人の発行する報告書が添付される場合や、職業的専門家として提供する業務に関連して監査人の名称が利用されることに同意する場合に、監査人は当該財務情報へ関与することとなる。	倫理規則		財務情報への監査 人の関与 Auditor association with financial information	財務情報に監査人の発行する報告書が添付される場合や、職業的専門家として提供する業務に関連して監査人の名称が利用されることに同意する場合に、監査人は当該財務情報へ関与することとなる。	倫理規則
	財務諸表 Financial statements	財務報告の枠組みに準拠して、過去財務情報を体系的に表したものであり、注記事項が含まれる。財務諸表は、一定時点における企業の経済的資源若しくは義務又は一定期間におけるそれらの変動を伝えることを目的としている。「財務諸表」は、通常、適用される財務報告の枠組みにおいて要求される完全な一組の財務諸表を指す。注記事項は、適用される財務報告の枠組みにより求められている、又は明示的か否かにかかわらず記載が認められている説明的若しくは記述的な情報から構成される。注記事項は、財務諸表本表において、又は脚注方式で記載されるが、財務諸表から他の文書に参照をすることによって財務諸表に組み込まれることもある。	監基報 200 第 12 項(9)		財務諸表 Financial statements	財務報告の枠組みに準拠して、過去財務情報を体系的に表したものであり、注記事項が含まれる。財務諸表は、一定時点における企業の経済的資源若しくは義務又は一定期間におけるそれらの変動を伝えることを目的としている。「財務諸表」は、通常、適用される財務報告の枠組みにおいて要求される完全な一組の財務諸表を指す。注記事項は、適用される財務報告の枠組みにより求められている、又は明示的か否かにかかわらず記載が認められている説明的若しくは記述的な情報から構成される。注記事項は、財務諸表本表において、又は脚注方式で記載されるが、財務諸表から他の文書に参照をすることによって財務諸表に組み込まれることもある。	監基報 200 第 12 項(9)
	財務諸表項目等 Elements, accounts or items of a financial statement	財務諸表の構成要素、勘定又はその他の項目を意味する。財務諸表項目等には、関連する注記事項が含まれる。関連する注記事項は、通常、財務表又は財務諸表項目等に関連するその他の説明的又は記述的な情報から構成される。 ※ 監基報 805 における定義であり、他の会計・監査の文献における用語法とは異なる場合がある。	監基報 805 第 5 項(2)		財務諸表項目等 Elements, accounts or items of a financial statement	財務諸表の構成要素、勘定又はその他の項目を意味する。財務諸表項目等には、関連する注記事項が含まれる。関連する注記事項は、通常、財務表又は財務諸表項目等に関連するその他の説明的又は記述的な情報から構成される。 ※ 監基報 805 における定義であり、他の会計・監査の文献における用語法とは異なる場合がある。	監基報 805 第 5 項(2)

改正案				現 行			
	財務諸表全体レベルの重要な虚偽表示リスク Risks of material misstatement at the financial statement level	財務諸表全体に広く関わりがあり、多くのアサーションに潜在的に影響を及ぼすリスクをいう。当該リスクは、アサーション・レベル、すなわち、取引種類、勘定残高、注記事項における特定のアサーションと必ずしも結び付けられるものではない。むしろ、経営者による内部統制の無効化のように、様々なアサーションにおいて重要な虚偽表示リスクを増大させるものである。また、不正による重要な虚偽表示リスクに関する監査人の検討に特に関連することがある。	監基報200のA34項 監基報315第29項		財務諸表全体レベルの重要な虚偽表示リスク Risks of material misstatement at the financial statement level	財務諸表全体に広く関わりがあり、多くのアサーションに潜在的に影響を及ぼすリスクをいう。当該リスクは、アサーション・レベル、すなわち、取引種類、勘定残高、注記事項における特定のアサーションと必ずしも結び付けられるものではない。むしろ、経営者による内部統制の無効化のように、様々なアサーションにおいて重要な虚偽表示リスクを増大させるものである。また、不正による重要な虚偽表示リスクに関する監査人の検討に特に関連することがある。	監基報200のA34項 監基報315第29項
	財務諸表の公表の承認日 Date of approval of the financial statements	関連する注記を含む全ての財務諸表が作成され、 <u>当該財務諸表を公表することを承認する権限を有する社内の機関又は個人が公表を承認した</u> 日付をいう。	監基報560第5項(2)		財務諸表の承認日 Date of approval of the financial statements	関連する注記を含む全ての財務諸表が作成されており、 <u>認められた権限を持つ者が、当該財務諸表に対する責任を認めた</u> 日付をいう。	監基報560第4項(4)
	財務諸表の公表日 Date the financial statements are issued	監査報告書と監査した財務諸表を第三者が入手可能となる日付をいう。	監基報560第5項(4)		財務諸表の発行日 Date the financial statements are issued	監査報告書と監査した財務諸表を第三者が入手可能となる日付をいう。	監基報560第4項(5)
	財務表 A single financial statement	完全な一組の財務諸表を構成する、貸借対照表、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書等のそれぞれを指す。財務表には、関連する注記事項が含まれる。 ※「財務諸表」を参照	監基報805第5項(1)		財務表 A single financial statement	完全な一組の財務諸表を構成する、貸借対照表、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書等のそれぞれを指す。財務表には、関連する注記事項が含まれる。 ※「財務諸表」を参照	監基報805第5項(1)
	サンプリング Sampling	「監査サンプリング」を参照			サンプリング Sampling	「監査サンプリング」を参照	
	サンプリング単位 Sampling unit	母集団を構成する個々の項目をいう。	監基報530第4項(7)		サンプリング単位 Sampling unit	母集団を構成する個々の項目をいう。	監基報530第4項(7)
	サンプリングリスク Sampling risk	抽出したサンプルから導き出された監査人の結論が、母集団を構成する全ての項目に同じ監査手続を実施した場合の結論と異なるリスクをいう。 サンプリングリスクは、次のような2種類の誤った結論をもたらす可能性がある。 ① 運用評価手続において、内部統制が実際の状態よりも有効であるとする結論、又は、詳細テストにおいて、実際に存在している重要な虚偽表示を存在していないとする結論 このような誤った結論は、監査の有効性に影響を与え、誤った監査意見を形成する可能性が高いため、監査人は、とりわけ、この結論に関心をもつ。 ② 運用評価手続において、内部統制が実際の状態よりも有効でないとする結論、又は、詳細テストにおいて、実際に存在していない重要な虚偽表示を存在しているとする結論 このような誤った結論は、通常、当初の結論が正しくなかったことを確かめるための追加の作業が必要となるため、監査の効率性に影響を与える。	監基報530第4項(2)		サンプリングリスク Sampling risk	抽出したサンプルから導き出された監査人の結論が、母集団を構成する全ての項目に同じ監査手続を実施した場合の結論と異なるリスクをいう。 サンプリングリスクは、次のような2種類の誤った結論をもたらす可能性がある。 ① 運用評価手続において、内部統制が実際の状態よりも有効であるとする結論、又は、詳細テストにおいて、実際に存在している重要な虚偽表示を存在していないとする結論 このような誤った結論は、監査の有効性に影響を与え、誤った監査意見を形成する可能性が高いため、監査人は、とりわけ、この結論に関心をもつ。 ② 運用評価手続において、内部統制が実際の状態よりも有効でないとする結論、又は、詳細テストにおいて、実際に存在していない重要な虚偽表示を存在しているとする結論 このような誤った結論は、通常、当初の結論が正しくなかったことを確かめるための追加の作業が必要となるため、監査の効率性に影響を与える。	監基報530第4項(2)

改正案				現 行			
し	事業上のリスク Business risk	企業目的の達成や戦略の遂行に悪影響を及ぼし得る重大な状況、事象、環境及び行動の有無に起因するリスク、又は不適切な企業目的及び戦略の設定に起因するリスクをいう。	監基報 315 第 11 項(7)	し	事業上のリスク Business risk	企業目的の達成や戦略の遂行に悪影響を及ぼし得る重大な状況、事象、環境及び行動の有無に起因するリスク、又は不適切な企業目的及び戦略の設定に起因するリスクをいう。	監基報 315 第 11 項(7)
	事後判明事実 Facts that become known to the auditor after the date of the auditor's report	監査報告書日後に監査人が知るところとなったが、もし監査報告書日現在に気付いていたとしたら、監査報告書を修正する原因となった可能性のある事実をいう。	監基報 560 <u>第 5 項</u> (6)		事後判明事実 Facts that become known to the auditor after the date of the auditor's report	監査報告書日後に監査人が知るところとなったが、もし監査報告書日現在に気付いていたとしたら、監査報告書を修正する原因となった可能性のある事実をいう。	監基報 560 <u>第 4 項</u> (6)
	試査 Testing some selected items in a population	特定の監査手続の実施に際して、母集団（監査の対象とする特定の項目全体をいう。）からその一部の項目を抽出して、それに対して監査手続を実施することをいう。試査には、一部の項目に対して監査手続を実施した結果をもって母集団全体の一定の特性を評価する目的を持つ試査（サンプリングによる試査）と、母集団全体の特性を評価する目的を持たない試査（特定項目抽出による試査）とがある。	監基報 500 の A52 項		試査 Testing some selected items in a population	特定の監査手続の実施に際して、母集団（監査の対象とする特定の項目全体をいう。）からその一部の項目を抽出して、それに対して監査手続を実施することをいう。試査には、一部の項目に対して監査手続を実施した結果をもって母集団全体の一定の特性を評価する目的を持つ試査（サンプリングによる試査）と、母集団全体の特性を評価する目的を持たない試査（特定項目抽出による試査）とがある。	監基報 500 の A52 項
	資産の流用 Misappropriation of assets	従業員により行われ、比較的少額であることが多い。しかし、資産の流用を偽装し隠蔽することを比較的容易に実施できる立場にある経営者が関与することもある。	監基報 240 の A5 項		資産の流用 Misappropriation of assets	従業員により行われ、比較的少額であることが多い。しかし、資産の流用を偽装し隠蔽することを比較的容易に実施できる立場にある経営者が関与することもある。	監基報 240 の A5 項
	実査 Inspection of tangible assets	監査手続の手法の一つ。資産の現物を実際に確かめる監査手続である。実査により、資産の実在性に関する証明力のある監査証拠を入手できるが、必ずしも資産に係る権利と義務又は評価に関する監査証拠を入手できるわけではない。	監基報 500 の A14 項及び A16 項		実査 Inspection of tangible assets	監査手続の手法の一つ。資産の現物を実際に確かめる監査手続である。実査により、資産の実在性に関する証明力のある監査証拠を入手できるが、必ずしも資産に係る権利と義務又は評価に関する監査証拠を入手できるわけではない。	監基報 500 の A14 項及び A16 項
	実証手続 Substantive procedure	アサーション・レベルの重要な虚偽表示を看過しないよう立案し実施する監査手続をいい、以下の二つの手続で構成する。 ① 詳細テスト（取引種類、勘定残高、注記事項に関して実施する。） ② 分析の実証手続	監基報 330 第 3 項(2)		実証手続 Substantive procedure	アサーション・レベルの重要な虚偽表示を看過しないよう立案し実施する監査手続をいい、以下の二つの手続で構成する。 ① 詳細テスト（取引種類、勘定残高、注記事項に関して実施する。） ② 分析の実証手続	監基報 330 第 3 項(2)
	実地棚卸の立会 Attendance at physical inventory counting	経営者が実施する棚卸資産の実地棚卸に関連する監査手続で以下の手続を含む。 ・ 棚卸資産の実在性を確かめ、かつ、状態を評価するために棚卸資産を実査し、テスト・カウントを実施すること ・ 実地棚卸結果を記録して管理するために、経営者が定めた指示と手続の実施に関する遵守状況を観察すること ・ 実施されている棚卸手続の信頼性に関する監査証拠を入手すること	監基報 501 の A1 項及び A2 項		実地棚卸の立会 Attendance at physical inventory counting	経営者が実施する棚卸資産の実地棚卸に関連する監査手続で以下の手続を含む。 ・ 棚卸資産の実在性を確かめ、かつ、状態を評価するために棚卸資産を実査し、テスト・カウントを実施すること ・ 実地棚卸結果を記録して管理するために、経営者が定めた指示と手続の実施に関する遵守状況を観察すること ・ 実施されている棚卸手続の信頼性に関する監査証拠を入手すること	監基報 501 の A1 項及び A2 項
	質問 Inquiry	監査手続（レビュー手続）の手法の一つ。監査人（業務実施者）が財務又は財務以外の分野に精通している企業内外の関係者に情報を求める手続をいう。	監基報 500 の A22 項		質問 Inquiry	監査手続（レビュー手続）の手法の一つ。監査人（業務実施者）が財務又は財務以外の分野に精通している企業内外の関係者に情報を求める手続をいう。	監基報 500 の A22 項
	社員等 Partner	監査事務所において、専門業務の業務執行権を有する全ての個人をいう。したがって、監査法人の場合は監査法人の社員をいい、個人事務所及び共同事務所の場合は業務執行責任者として業務を行っている者をいう。	品基報第 1 号第 16 項(13) 監基報		社員等 Partner	監査事務所において、専門業務の業務執行権を有する全ての個人をいう。したがって、監査法人の場合は監査法人の社員をいい、個人事務所及び共同事務所の場合は業務執行責任者として業務を行っている者をいう。	品基報第 1 号第 16 項(13) 監基報

改正案				現 行			
			220 第 12 項(8)				220 第 12 項(8)
	重要性のある取引種類、勘定残高又は注記事項 Material class of transaction, account balance, or disclosures	これらに関する情報を省略したり、誤った表示をしたり、又は不明瞭に記載することで、当該財務諸表の利用者の経済的意思決定に影響を与えることが合理的に見込まれる取引種類、勘定残高又は注記事項をいう。	監基報 315 の A218 項		重要性のある取引種類、勘定残高又は注記事項 Material class of transaction, account balance, or disclosures	これらに関する情報を省略したり、誤った表示をしたり、又は不明瞭に記載することで、当該財務諸表の利用者の経済的意思決定に影響を与えることが合理的に見込まれる取引種類、勘定残高又は注記事項をいう。	監基報 315 の A218 項
	重要性の基準値 Materiality for the financial statements as a whole	監査計画の策定時に決定した、財務諸表において重要であると判断する虚偽表示の金額（監査計画の策定後改訂した金額を含む。）をいう。	監基報 320 第 8 項(1)		重要性の基準値 Materiality for the financial statements as a whole	監査計画の策定時に決定した、財務諸表において重要であると判断する虚偽表示の金額（監査計画の策定後改訂した金額を含む。）をいう。	監基報 320 第 8 項(1)
	重要な虚偽表示リスク Risk of material misstatement	監査が実施されていない状態で、財務諸表に重要な虚偽表示が存在するリスクをいい、誤謬による重要な虚偽表示リスクと不正による重要な虚偽表示リスクがある。 アサーション・レベルにおいて、重要な虚偽表示リスクは以下の二つの要素で構成される。 ① 固有リスクー関連する内部統制が存在していないとの仮定の上で、取引種類、勘定残高及び注記事項に係るアサーションに、個別に又は他の虚偽表示と集計すると重要となる虚偽表示が行われる可能性をいう。 ② 統制リスクー取引種類、勘定残高及び注記事項に係るアサーションで発生し、個別に又は他の虚偽表示と集計すると重要となる虚偽表示が、企業の内部統制によって防止又は適時に発見・是正されないリスクをいう。 なお、重要な虚偽表示リスクの識別は、関連する内部統制を考慮する前に実施される（すなわち、固有リスク）。	監基報 200 第 12 項(10) 監基報 315 の A174 項		重要な虚偽表示リスク Risk of material misstatement	監査が実施されていない状態で、財務諸表に重要な虚偽表示が存在するリスクをいい、誤謬による重要な虚偽表示リスクと不正による重要な虚偽表示リスクがある。 アサーション・レベルにおいて、重要な虚偽表示リスクは以下の二つの要素で構成される。 ① 固有リスクー関連する内部統制が存在していないとの仮定の上で、取引種類、勘定残高及び注記事項に係るアサーションに、個別に又は他の虚偽表示と集計すると重要となる虚偽表示が行われる可能性をいう。 ② 統制リスクー取引種類、勘定残高及び注記事項に係るアサーションで発生し、個別に又は他の虚偽表示と集計すると重要となる虚偽表示が、企業の内部統制によって防止又は適時に発見・是正されないリスクをいう。 なお、重要な虚偽表示リスクの識別は、関連する内部統制を考慮する前に実施される（すなわち、固有リスク）。	監基報 200 第 12 項(10) 監基報 315 の A174 項
	重要な取引種類、勘定残高又は注記事項 Significant class of transactions, account balance or disclosure	関連するアサーションが一つ以上存在する取引種類、勘定残高又は注記事項をいう。 ※「関連するアサーション」も参照	監基報 315 第 11 項(8)		重要な取引種類、勘定残高又は注記事項 Significant class of transactions, account balance or disclosure	関連するアサーションが一つ以上存在する取引種類、勘定残高又は注記事項をいう。 ※「関連するアサーション」も参照	監基報 315 第 11 項(8)
	重要な不備 Significant deficiency in internal control	監査人が職業的専門家として、監査役等の注意を促すに値するほど重要と判断した内部統制の不備又は不備の組合せをいう。	監基報 265 第 5 項(2)		重要な不備 Significant deficiency in internal control	監査人が職業的専門家として、監査役等の注意を促すに値するほど重要と判断した内部統制の不備又は不備の組合せをいう。	監基報 265 第 5 項(2)
	受託会社 Service	委託会社の財務報告に関連する情報システムの一部を構成する業務を、	監基報 402 第 7		受託会社 Service	委託会社の財務報告に関連する情報システムの一部を構成する業務を、	監基報 402 第 7

改正案				現 行			
	organization	当該委託会社に提供する第三者組織（又はその一部）をいう。	項(5)		organization	当該委託会社に提供する第三者組織（又はその一部）をいう。	項(5)
	受託会社監査人 Service auditor	受託会社からの依頼に基づき、受託会社の内部統制に関して保証報告書を提供する監査人をいう。	監基報 402 第 7 項(6)		受託会社監査人 Service auditor	受託会社からの依頼に基づき、受託会社の内部統制に関して保証報告書を提供する監査人をいう。	監基報 402 第 7 項(6)
	受託会社のシステム Service organization’ s system	受託会社監査人の保証報告書が対象とする業務を委託会社に提供するために、受託会社がデザインし業務に適用する方針と手続をいう。	監基報 402 第 7 項(7)		受託会社のシステム Service organization’ s system	受託会社監査人の保証報告書が対象とする業務を委託会社に提供するために、受託会社がデザインし業務に適用する方針と手続をいう。	監基報 402 第 7 項(7)
	受託会社のシステムに関する記述書及び内部統制のデザインに関する報告書（「タイプ 1 の報告書」） Report on the description and design of controls at a service organization(referred to as a type 1 report)	以下を含む報告書をいう。 ① 受託会社のシステム、統制目的、及び、それらに関連して基準日現在でデザインされ業務に適用されている内部統制について、受託会社の経営者が作成した記述書 ② 受託会社のシステム、統制目的及び関連する内部統制の記述並びに特定された統制目的を達成する内部統制のデザインの適切性に関する意見等の合理的な保証を提供する受託会社監査人の保証報告書 保証業務実務指針 3402 に基づくタイプ 1 報告書には、上記①及び②に加え、受託会社確認書が含まれる。	監基報 402 第 7 項(8)		受託会社のシステムに関する記述書及び内部統制のデザインに関する報告書（「タイプ 1 の報告書」） Report on the description and design of controls at a service organization(referred to as a type 1 report)	以下を含む報告書をいう。 ① 受託会社のシステム、統制目的、及び、それらに関連して基準日現在でデザインされ業務に適用されている内部統制について、受託会社の経営者が作成した記述書 ② 受託会社のシステム、統制目的及び関連する内部統制の記述並びに特定された統制目的を達成する内部統制のデザインの適切性に関する意見等の合理的な保証を提供する受託会社監査人の保証報告書 保証業務実務指針 3402 に基づくタイプ 1 報告書には、上記①及び②に加え、受託会社確認書が含まれる。	監基報 402 第 7 項(8)
	受託会社のシステムに関する記述書並びに内部統制のデザイン及び運用状況に関する報告書（「タイプ 2 の報告書」） Report on the description, design, and operating effectiveness of controls at a service organization (referred to as a type 2 report)	以下を含む報告書をいう。 ① 受託会社のシステム、統制目的及び関連する内部統制、基準日現在又は特定期間にわたるそれらのデザインと業務への適用、並びに、場合によっては、特定期間にわたるそれらの運用状況の有効性について、受託会社の経営者が作成した記述書 ② 以下の事項を含む、合理的な保証を提供する受託会社監査人の保証報告書 ア．受託会社のシステム、統制目的及び関連する内部統制に関する記述、特定の統制目的を達成する内部統制のデザインの適切性、並びに内部統制の運用状況の有効性に関する受託会社監査人の意見 イ．受託会社監査人の運用評価手続とその結果に関する記述 保証業務実務指針 3402 に基づくタイプ 2 報告書には、上記①及び②に加え、受託会社確認書が含まれる。	監基報 402 第 7 項(9)		受託会社のシステムに関する記述書並びに内部統制のデザイン及び運用状況に関する報告書（「タイプ 2 の報告書」） Report on the description, design, and operating effectiveness of controls at a service organization (referred to as a type 2 report)	以下を含む報告書をいう。 ① 受託会社のシステム、統制目的及び関連する内部統制、基準日現在又は特定期間にわたるそれらのデザインと業務への適用、並びに、場合によっては、特定期間にわたるそれらの運用状況の有効性について、受託会社の経営者が作成した記述書 ② 以下の事項を含む、合理的な保証を提供する受託会社監査人の保証報告書 ア．受託会社のシステム、統制目的及び関連する内部統制に関する記述、特定の統制目的を達成する内部統制のデザインの適切性、並びに内部統制の運用状況の有効性に関する受託会社監査人の意見 イ．受託会社監査人の運用評価手続とその結果に関する記述 保証業務実務指針 3402 に基づくタイプ 2 報告書には、上記①及び②に加え、受託会社確認書が含まれる。	監基報 402 第 7 項(9)
	準拠性の枠組み Compliance framework	「適用される財務報告の枠組み」及び「一般目的の財務報告の枠組み」を参照	監基報 200 第 12 項(13) 監基報 700 第 7		準拠性の枠組み Compliance framework	「適用される財務報告の枠組み」及び「一般目的の財務報告の枠組み」を参照	監基報 200 第 12 項(13) 監基報 700 第 7

改正案				現 行			
			項(2)				項(2)
	小規模企業 Smaller entity	小規模企業は、以下に例示した特徴を有している。ただし、例示している全ての特徴があらゆる小規模企業に該当するとは限らず、また必ずしも小規模企業の特徴を網羅的に示したものではない。 (1) 所有と経営が少数に集中していること（多くの場合は1人である。なお、他の小規模企業に所有されている場合も含む。） (2) (1)に該当する場合で、以下の事項のうち少なくともいずれかに該当していること。 ① 単純な取引のみを行っていること。 ② 会計システムが単純であること。 ③ 少数の事業のみ行っており、取り扱う製品の種類も少数であること。 ④ 内部統制システムが簡素であること。 ⑤ 経営者の人数が少数であり、それぞれが広範囲な内部統制に対する責任を有していること。 ⑥ 企業構成員が少数であり、広範囲な職務を担っていること。	監基報 200 の A63 項		小規模企業 Smaller entity	小規模企業は、以下に例示した特徴を有している。ただし、例示している全ての特徴があらゆる小規模企業に該当するとは限らず、また必ずしも小規模企業の特徴を網羅的に示したものではない。 (1) 所有と経営が少数に集中していること（多くの場合は1人である。なお、他の小規模企業に所有されている場合も含む。） (2) (1)に該当する場合で、以下の事項のうち少なくともいずれかに該当していること。 ① 単純な取引のみを行っていること。 ② 会計システムが単純であること。 ③ 少数の事業のみ行っており、取り扱う製品の種類も少数であること。 ④ 内部統制システムが簡素であること。 ⑤ 経営者の人数が少数であり、それぞれが広範囲な内部統制に対する責任を有していること。 ⑥ 企業構成員が少数であり、広範囲な職務を担っていること。	監基報 200 の A63 項
	消極的確認 Negative confirmation request	確認回答者が確認依頼で提供された情報に同意しない場合にのみ、監査人に直接回答する方法をいう。	監基報 505 第 5 項(3)		消極的確認 Negative confirmation request	確認回答者が確認依頼で提供された情報に同意しない場合にのみ、監査人に直接回答する方法をいう。	監基報 505 第 5 項(3)
	詳細テスト Test of detail	実証手続のうち、分析的実証手続以外の手続をいう。	監基報 330 第 3 項(2)		詳細テスト Test of detail	実証手続のうち、分析的実証手続以外の手続をいう。	監基報 330 第 3 項(2)
	詳細な監査計画 Audit plan	監査チームメンバーが実施すべき監査手続の種類、時期及び範囲を含むものをいう。	監基報 300 の A12 項		詳細な監査計画 Audit plan	監査チームメンバーが実施すべき監査手続の種類、時期及び範囲を含むものをいう。	監基報 300 の A12 項
	情報システムと伝達 Information system and communication	内部統制システムの構成要素の一つ。 財務諸表の作成に関連する情報システムは、企業の取引の開始、記録、処理（及び取引以外の事象や状況に関する情報の把握、処理、開示）、並びに資産、負債及び純資産を適正に計上すること等のためにデザインし構築された活動及び方針、並びに会計処理及びその他の裏付けとなる記録から構成される。 伝達は企業内での内部統制システムに関する個々人の役割と責任を理解させることに関係し、会計と財務報告に関連する基本方針、マニュアル及び通達といった形式をとることがある。伝達は、電子的手段若しくは口頭で、又は経営者の行動を通して行われることもある。	監基報 315 付録 3 第 15 項及び第 18 項		情報システムと伝達 Information system and communication	内部統制システムの構成要素の一つ。 財務諸表の作成に関連する情報システムは、企業の取引の開始、記録、処理（及び取引以外の事象や状況に関する情報の把握、処理、開示）、並びに資産、負債及び純資産を適正に計上すること等のためにデザインし構築された活動及び方針、並びに会計処理及びその他の裏付けとなる記録から構成される。 伝達は企業内での内部統制システムに関する個々人の役割と責任を理解させることに関係し、会計と財務報告に関連する基本方針、マニュアル及び通達といった形式をとることがある。伝達は、電子的手段若しくは口頭で、又は経営者の行動を通して行われることもある。	監基報 315 付録 3 第 15 項及び第 18 項
	情報処理統制 Information processing controls	情報のインテグリティ（すなわち、取引及びその他の情報（データ）の網羅性、正確性、正当性）のリスクに直接対処する、企業の情報システムにおける I Tアプリケーションの情報処理又は手作業による情報処理に関連した内部統制のことをいう。	監基報 315 第 11 項(9)		情報処理統制 Information processing controls	情報のインテグリティ（すなわち、取引及びその他の情報（データ）の網羅性、正確性、正当性）のリスクに直接対処する、企業の情報システムにおける I Tアプリケーションの情報処理又は手作業による情報処理に関連した内部統制のことをいう。	監基報 315 第 11 項(9)
	除外事項	監査意見の表明に当たってその影響の重要性及び広範性を考慮することが必要となる事項をいい、経営者が採用した会計方針の選択及びその	監基報		除外事項	監査意見の表明に当たってその影響の重要性及び広範性を考慮することが必要となる事項をいい、経営者が採用した会計方針の選択及びその	監基報

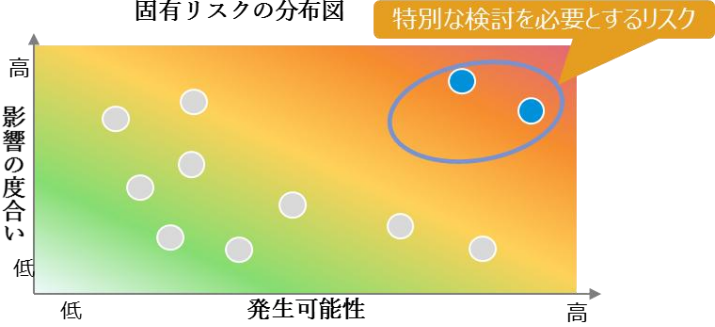
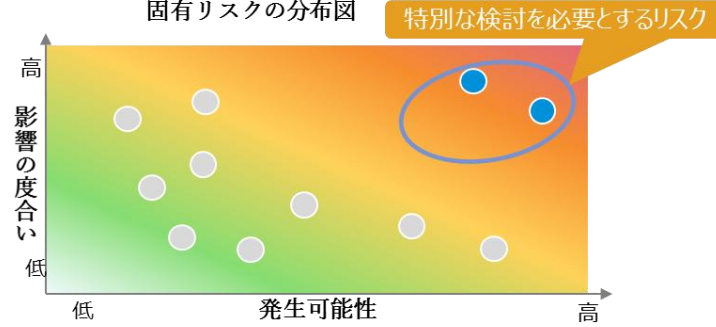
改正案				現 行			
	—	適用方法、財務諸表の表示方法に関する不適切な事項（意見に関する除外事項）及び重要な監査手続を実施できなかったことによる監査範囲の制約（監査範囲の制約に係る除外事項）をいう。 除外事項付意見を表明する原因の性質と、それが財務諸表に及ぼす影響の範囲、又は及ぼす可能性のある影響の範囲が広範かどうかという監査人の判断により、限定意見、否定的意見、又は意見不表明となる。	705		—	適用方法、財務諸表の表示方法に関する不適切な事項（意見に関する除外事項）及び重要な監査手続を実施できなかったことによる監査範囲の制約（監査範囲の制約に係る除外事項）をいう。 除外事項付意見を表明する原因の性質と、それが財務諸表に及ぼす影響の範囲、又は及ぼす可能性のある影響の範囲が広範かどうかという監査人の判断により、限定意見、否定的意見、又は意見不表明となる。	705
	除外事項付意見 Modified opinion	財務諸表に対する限定意見、否定的意見又は意見不表明をいう。	監基報 705 第 4 項(2)		除外事項付意見 Modified opinion	財務諸表に対する限定意見、否定的意見又は意見不表明をいう。	監基報 705 第 4 項(2)
	職業的専門家としての懐疑心 Professional skepticism	誤謬又は不正による虚偽表示の可能性を示す状態に常に注意し、監査証拠を鵜呑みにせず、批判的に評価する姿勢をいう。なお、職業的懐疑心ともいう。	監基報 200 第 12 項(11)		職業的専門家としての懐疑心 Professional skepticism	誤謬又は不正による虚偽表示の可能性を示す状態に常に注意し、監査証拠を鵜呑みにせず、批判的に評価する姿勢をいう。なお、職業的懐疑心ともいう。	監基報 200 第 12 項(11)
	職業的専門家としての基準及び適用される法令等 Professional standards	専門業務を実施するに当たって遵守しなければならない基準及び適用される法令等をいう。監査基準・不正リスク対応基準（法令により準拠が求められている場合）・監査基準報告書・監査に関する品質管理基準・品質管理基準報告書、公認会計士法・同施行令・同施行規則、金融商品取引法、会社法、日本公認会計士協会が公表する会則・倫理規則・報告書・実務指針・通達その他から構成される。	品基報第 1 号第 16 項(16) 監基報 220 第 12 項(10)		職業的専門家としての基準及び適用される法令等 Professional standards	専門業務を実施するに当たって遵守しなければならない基準及び適用される法令等をいう。監査基準・不正リスク対応基準（法令により準拠が求められている場合）・監査基準報告書・監査に関する品質管理基準・品質管理基準報告書、公認会計士法・同施行令・同施行規則、金融商品取引法、会社法、日本公認会計士協会が公表する会則・倫理規則・報告書・実務指針・通達その他から構成される。	品基報第 1 号第 16 項(16) 監基報 220 第 12 項(10)
	職業的専門家としての判断 Professional judgment	監査事務所の品質管理システムの整備及び運用における適切な行動について十分な情報を得た上で判断を行う際に、職業的専門家としての基準に照らして、関連する研修、知識及び経験を適用することをいう。	品基報第 1 号第 16 項(15) 監基報 200 第 12 項(12)		職業的専門家としての判断 Professional judgment	監査事務所の品質管理システムの整備及び運用における適切な行動について十分な情報を得た上で判断を行う際に、職業的専門家としての基準に照らして、関連する研修、知識及び経験を適用することをいう。	品基報第 1 号第 16 項(15) 監基報 200 第 12 項(12)
	初年度監査 Initial audit engagement	監査人が初めて締結する監査契約であり、以下のいずれかの場合がある。 ① 前年度の財務諸表が監査されていない場合 ② 前年度の財務諸表が前任監査人によって監査されている場合	監基報 510 第 3 項(1)		初年度監査 Initial audit engagement	監査人が初めて締結する監査契約であり、以下のいずれかの場合がある。 ① 前年度の財務諸表が監査されていない場合 ② 前年度の財務諸表が前任監査人によって監査されている場合	監基報 510 第 3 項(1)
	審査 Engagement quality control review	審査担当者によって監査報告書日以前に実施される、監査チームが行った重要な判断及び到達した結論についての客観的評価をいう。	品基報第 1 号第 16 項(4) 品基報第 2 号第 13 項(1) 監基報 220 第 12 項(2)		審査 Engagement quality control review	審査担当者によって監査報告書日以前に実施される、監査チームが行った重要な判断及び到達した結論についての客観的評価をいう。	品基報第 1 号第 16 項(4) 品基報第 2 号第 13 項(1) 監基報 220 第 12 項(2)
	審査担当者 Engagement quality reviewer	審査を実施するために監査事務所が選任した社員等、監査事務所内の他の者又は外部の者をいう。	品基報第 1 号第 16 項(5)		審査担当者 Engagement quality reviewer	審査を実施するために監査事務所が選任した社員等、監査事務所内の他の者又は外部の者をいう。	品基報第 1 号第 16 項(5)

改正案				現 行			
			品基報第2号第13項(2) 監基報220第12項(3)				品基報第2号第13項(2) 監基報220第12項(3)
す	推定による虚偽表示 Projected misstatement	虚偽表示の分類の一つ。母集団における虚偽表示の監査人の最善の見積りであり、サンプルにおいて識別した虚偽表示から母集団全体の虚偽表示を推定した額をいう。	監基報450のA3項	す	推定による虚偽表示 Projected misstatement	虚偽表示の分類の一つ。母集団における虚偽表示の監査人の最善の見積りであり、サンプルにおいて識別した虚偽表示から母集団全体の虚偽表示を推定した額をいう。	監基報450のA3項
せ	セーフガード Safeguards	認識した監査人の独立性に対する阻害要因を除去する、又は許容可能な水準まで軽減するために講じられた措置のことをいう。	監基報260第18項(2)②	せ	セーフガード Safeguards	認識した監査人の独立性に対する阻害要因を除去する、又は許容可能な水準まで軽減するために講じられた措置のことをいう。	監基報260第18項(2)②
	精査 Testing all items in a population	取引種類又は勘定残高を構成している項目の母集団全体(又は当該母集団における階層)について、その全ての項目を抽出して監査手続を実施することをいう。	監基報500のA52項		精査 Testing all items in a population	取引種類又は勘定残高を構成している項目の母集団全体(又は当該母集団における階層)について、その全ての項目を抽出して監査手続を実施することをいう。	監基報500のA52項
	積極的確認 Positive confirmation request	確認回答者が、確認依頼の情報に同意するか、又は不同意かを示したり、依頼された情報を提供することにより、監査人に直接回答する方法をいう。	監基報505第5項(2)		積極的確認 Positive confirmation request	確認回答者が、確認依頼の情報に同意するか、又は不同意かを示したり、依頼された情報を提供することにより、監査人に直接回答する方法をいう。	監基報505第5項(2)
	前任監査人 Predecessor auditor	前年度の財務諸表の監査報告書を提出したか、又は当年度の財務諸表の監査に着手したものの監査報告書を提出していない別の監査事務所に属する監査人のことをいう。なお、前任監査人は、複数存在する場合がある。	監基報510第3項(3) 監基報900第5項(2)		前任監査人 Predecessor auditor	前年度の財務諸表の監査報告書を提出したか、又は当年度の財務諸表の監査に着手したものの監査報告書を提出していない別の監査事務所に属する監査人のことをいう。なお、前任監査人は、複数存在する場合がある。	監基報510第3項(3) 監基報900第5項(2)
	全般的結論を形成するための分析的手続 Analytical procedures near the end of the audit that assist the auditor when forming an overall conclusion	監査の最終段階において、企業に関する監査人の理解と財務諸表が整合していることについて全般的な結論を形成するために実施する分析的手続をいう。	監基報520第5項		全般的結論を形成するための分析的手続 Analytical procedures near the end of the audit that assist the auditor when forming an overall conclusion	監査の最終段階において、企業に関する監査人の理解と財務諸表が整合していることについて全般的な結論を形成するために実施する分析的手続をいう。	監基報520第5項
	全般的な対応 Overall	評価した財務諸表全体レベルの重要な虚偽表示リスクに応じた全般的な対応には、例えば、以下が含まれる。	監基報330第4		全般的な対応 Overall	評価した財務諸表全体レベルの重要な虚偽表示リスクに応じた全般的な対応には、例えば、以下が含まれる。	監基報330第4

改正案				現 行			
	responses	- 監査チームメンバーが職業的懐疑心を保持すること。 - 豊富な経験を有する又は特定分野における専門的な知識や技能を持つ監査チームメンバーの配置、専門家の利用 - 監査チームメンバーに対する指示、監督及び監査調書の査閲の内容、時期及び範囲の変更 - 実施するリスク対応手続の選択に当たっての企業が想定しない要素の組み込み	項、A1 項		responses	- 監査チームメンバーが職業的懐疑心を保持すること。 - 豊富な経験を有する又は特定分野における専門的な知識や技能を持つ監査チームメンバーの配置、専門家の利用 - 監査チームメンバーに対する指示、監督及び監査調書の査閲の内容、時期及び範囲の変更 - 実施するリスク対応手続の選択に当たっての企業が想定しない要素の組み込み	項、A1 項
	専門業務 Professional services	倫理規則では、以下のように定義されている。品質管理基準報告書並びに監査又はその他の実務指針では(1)のみを指している。 (1)公認会計士法第2条第1項及び同第2項に定める業務 (2)企業等所属の会員が行う職業的専門家としての業務	倫理規則用語集		専門業務 Professional services	倫理規則では、以下のように定義されている。品質管理基準報告書並びに監査又はその他の実務指針では(1)のみを指している。 (1)公認会計士法第2条第1項及び同第2項に定める業務 (2)企業等所属の会員が行う職業的専門家としての業務	倫理規則用語集
	専門職員 Staff	専門業務に従事する社員等以外の者をいう。監査事務所が雇用する専門家（会計又は監査以外の分野において専門知識を有する個人）を含む。	品基報第1号第16項(23) 監基報220第12項(13)		専門職員 Staff	専門業務に従事する社員等以外の者をいう。監査事務所が雇用する専門家（会計又は監査以外の分野において専門知識を有する個人）を含む。	品基報第1号第16項(23) 監基報220第12項(13)
	専門知識 Expertise	特定分野での技能、知識及び経験をいう。	監基報620第5項(3)		専門知識 Expertise	特定分野での技能、知識及び経験をいう。	監基報620第5項(3)
	専門要員 Personnel	監査事務所に所属する社員等及び専門職員全体をいう。	品基報第1号第16項(14) 監基報220第12項(9)		専門要員 Personnel	監査事務所に所属する社員等及び専門職員全体をいう。	品基報第1号第16項(14) 監基報220第12項(9)
そ	遡及的な検討 Retrospective review	過年度の会計上の見積りが当年度に資産又は負債の移転又は実現により確定する、又は再見積りされる場合、その確定額又は再見積額と当初の見積額を比較検討することをいう。	監基報540のA55項	そ	遡及的な検討 Retrospective review	過年度の会計上の見積りが当年度に資産又は負債の移転又は実現により確定する、又は再見積りされる場合、その確定額又は再見積額と当初の見積額を比較検討することをいう。	監基報540のA55項
	その他の記載内容 Other information	監査した財務諸表を含む開示書類のうち当該財務諸表と監査報告書とを除いた部分の記載内容をいう。その他の記載内容は、通常、財務諸表及びその監査報告書を除く、企業の年次報告書に含まれる財務情報及び非財務情報である。	監基報720第11項(1)		その他の記載内容 Other information	監査した財務諸表を含む開示書類のうち当該財務諸表と監査報告書とを除いた部分の記載内容をいう。その他の記載内容は、通常、財務諸表及びその監査報告書を除く、企業の年次報告書に含まれる財務情報及び非財務情報である。	監基報720第11項(1)
	その他の記載内容の誤り Misstatement of the other information	その他の記載内容における不正確な記載又は誤解を生じさせる記載（その他の記載内容に開示された事項の適切な理解のために必要な情報を省略している場合又は曖昧にしている場合を含む。）	監基報720第11項(2)		その他の記載内容の誤り Misstatement of the other information	その他の記載内容における不正確な記載又は誤解を生じさせる記載（その他の記載内容に開示された事項の適切な理解のために必要な情報を省略している場合又は曖昧にしている場合を含む。）	監基報720第11項(2)
	その他の事項区分 Other matter paragraph	財務諸表に表示又は開示されていない事項について、監査、監査人の責任又は監査報告書についての利用者の理解に関連すると監査人が判断し、当該事項を説明するため監査報告書に設ける区分をいう。	監基報706第6項(2)		その他の事項区分 Other matter paragraph	財務諸表に表示又は開示されていない事項について、監査、監査人の責任又は監査報告書についての利用者の理解に関連すると監査人が判断し、当該事項を説明するため監査報告書に設ける区分をいう。	監基報706第6項(2)

改正案				現 行			
た	対応数値 Corresponding figures	比較情報が、当年度の財務諸表に不可分の一部として含まれ、当年度に関する金額及びその他の開示（以下「当年度の数値」という。）と関連付けて読まれることのみを意図しており、対応する金額と開示をどの程度詳細に表示するかは、主に、当年度の数値との関連性において決定されるものとして監査意見を表明する場合の当該比較情報をいう。	監基報 710 第 5 項(2)	た	対応数値 Corresponding figures	比較情報が、当年度の財務諸表に不可分の一部として含まれ、当年度に関する金額及びその他の開示（以下「当年度の数値」という。）と関連付けて読まれることのみを意図しており、対応する金額と開示をどの程度詳細に表示するかは、主に、当年度の数値との関連性において決定されるものとして監査意見を表明する場合の当該比較情報をいう。	監基報 710 第 5 項(2)
	大会社等 Public interest entity	ア．全ての上場会社等 イ．法令により、監査を実施するに当たり、上場会社等と同じ独立性の要件が求められる事業体 ウ．倫理規則第 400.13 項から第 400.15 項、R400.22 項及び第 400.24 A1 項により追加的に大会社等と同様に扱うこととした事業体 上記ア及びイについて、我が国においては、公認会計士法上の大会社等がこれらの要件を満たしている。	品基報第 1 号第 16 項(10JP) 品基報第 2 号第 13 項(4JP)		大会社等 Public interest entity	ア．全ての上場会社等 イ．法令により、監査を実施するに当たり、上場会社等と同じ独立性の要件が求められる事業体 ウ．倫理規則第 400.13 項から第 400.15 項、R400.22 項及び第 400.24 A1 項により追加的に大会社等と同様に扱うこととした事業体 上記ア及びイについて、我が国においては、公認会計士法上の大会社等がこれらの要件を満たしている。	品基報第 1 号第 16 項(10JP) 品基報第 2 号第 13 項(4JP)
ち	中間監査リスク —	中間監査に係る監査リスクをいい、監査人が中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示を看過して誤った意見を形成する可能性をいう。	監基報 910 第 4 項	ち	中間監査リスク —	中間監査に係る監査リスクをいい、監査人が中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示を看過して誤った意見を形成する可能性をいう。	監基報 910 第 4 項
つ	追記情報 Emphasis of matter paragraph or Other matter paragraph	監査人が監査報告書において監査意見とは別に情報として追記するものをいい、強調事項とその他の記載事項からなる。 ※「強調事項区分」及び「その他の事項区分」参照	監基報 706 第 1 項	つ	追記情報 Emphasis of matter paragraph or Other matter paragraph	監査人が監査報告書において監査意見とは別に情報として追記するものをいい、強調事項とその他の記載事項からなる。 ※「強調事項区分」及び「その他の事項区分」参照	監基報 706 第 1 項
て	適正表示の枠組み Fair presentation framework	「適用される財務報告の枠組み」及び「一般目的の財務報告の枠組み」を参照	監基報 200 第 12 項(13) 監基報 700 第 7 項(2)	て	適正表示の枠組み Fair presentation framework	「適用される財務報告の枠組み」及び「一般目的の財務報告の枠組み」を参照	監基報 200 第 12 項(13) 監基報 700 第 7 項(2)
	適切な規準 Suitable criteria	「規準」を参照			適切な規準 Suitable criteria	「規準」を参照	
	適用される財務報告の枠組み Applicable financial reporting framework	財務諸表の作成と表示において、企業の特性と財務諸表の目的に適合する、又は法令等の要求に基づく、経営者が採用する財務報告の枠組みをいう。 「適正表示の枠組み」は、その財務報告の枠組みにおいて要求されている事項の遵守が要求され、かつ、以下のいずれかを満たす財務報告の枠組みに対して使用される。 ① 財務諸表の適正表示を達成するため、財務報告の枠組みにおいて具体的に要求されている以上の開示を行うことが必要な場合があることが、財務報告の枠組みにおいて明示的又は黙示的に認められている。 ② 財務諸表の適正表示を達成するため、財務報告の枠組みにおいて要求されている事項からの離脱が必要な場合があることが、財務報告の枠組みにおいて明示的に認められている。このような離脱は、非常に	監基報 200 第 12 項(13)		適用される財務報告の枠組み Applicable financial reporting framework	財務諸表の作成と表示において、企業の特性と財務諸表の目的に適合する、又は法令等の要求に基づく、経営者が採用する財務報告の枠組みをいう。 「適正表示の枠組み」は、その財務報告の枠組みにおいて要求されている事項の遵守が要求され、かつ、以下のいずれかを満たす財務報告の枠組みに対して使用される。 ① 財務諸表の適正表示を達成するため、財務報告の枠組みにおいて具体的に要求されている以上の開示を行うことが必要な場合があることが、財務報告の枠組みにおいて明示的又は黙示的に認められている。 ② 財務諸表の適正表示を達成するため、財務報告の枠組みにおいて要求されている事項からの離脱が必要な場合があることが、財務報告の枠組みにおいて明示的に認められている。このような離脱は、非常に	監基報 200 第 12 項(13)

改正案				現 行			
		まれな状況においてのみ必要となることが想定されている。 「準拠性の枠組み」は、その財務報告の枠組みにおいて要求される事項の遵守が要求されるのみで、上記①及び②のいずれも満たさない財務報告の枠組みに対して使用される。				まれな状況においてのみ必要となることが想定されている。 「準拠性の枠組み」は、その財務報告の枠組みにおいて要求される事項の遵守が要求されるのみで、上記①及び②のいずれも満たさない財務報告の枠組みに対して使用される。	
	適用される要約の 規準 Applied criteria	要約財務諸表の作成に当たって経営者により適用される規準をいう。	監基報 810 第 3 項(2)		適用される要約の 規準 Applied criteria	要約財務諸表の作成に当たって経営者により適用される規準をいう。	監基報 810 第 3 項(2)
	手続実施上の重要 性 Performance materiality	未修正の虚偽表示と未発見の虚偽表示の合計が重要性の基準値を上回る可能性を適切な低い水準に抑えるために、監査人が重要性の基準値より低い金額として設定する金額をいう。この手続実施上の重要性は、複数設定される場合がある。なお、特定の取引種類、勘定残高又は注記事項に対する重要性の基準値に対して設定した手続実施上の重要性を含む。	監基報 320 第 8 項(3)		手続実施上の重要 性 Performance materiality	未修正の虚偽表示と未発見の虚偽表示の合計が重要性の基準値を上回る可能性を適切な低い水準に抑えるために、監査人が重要性の基準値より低い金額として設定する金額をいう。この手続実施上の重要性は、複数設定される場合がある。なお、特定の取引種類、勘定残高又は注記事項に対する重要性の基準値に対して設定した手続実施上の重要性を含む。	監基報 320 第 8 項(3)
と	統計的サンプリン グ Statistical sampling	以下の特性を持ったサンプリング手法をいう。 ① サンプル項目の無作為抽出 ② サンプリングリスクの測定を含めサンプルのテスト結果を評価するに当たっての確率論の利用 ①及び②の特性を持たないサンプリング手法は、非統計的サンプリングとみなされる。	監基報 530 第 4 項(4)	と	統計的サンプリン グ Statistical sampling	以下の特性を持ったサンプリング手法をいう。 ① サンプル項目の無作為抽出 ② サンプリングリスクの測定を含めサンプルのテスト結果を評価するに当たっての確率論の利用 ①及び②の特性を持たないサンプリング手法は、非統計的サンプリングとみなされる。	監基報 530 第 4 項(4)
	統制活動 Control activities	内部統制システムの構成要素の一つ。統制活動には、企業の内部統制システムの統制活動以外の構成要素に含まれる方針（それ自体が内部統制である。）が適切に適用されるようにデザインされた内部統制が含まれる。統制活動における内部統制には直接的な内部統制と間接的な内部統制があり、情報処理統制と I T 全般統制が含まれる。統制活動における内部統制には、例えば、承認、調整、検証、物理的又は論理的アクセスに係る内部統制、及び職務の分離がある。	監基報 315 の A135 項、 付録 3 第 20 項		統制活動 Control activities	内部統制システムの構成要素の一つ。統制活動には、企業の内部統制システムの統制活動以外の構成要素に含まれる方針（それ自体が内部統制である。）が適切に適用されるようにデザインされた内部統制が含まれる。統制活動における内部統制には直接的な内部統制と間接的な内部統制があり、情報処理統制と I T 全般統制が含まれる。統制活動における内部統制には、例えば、承認、調整、検証、物理的又は論理的アクセスに係る内部統制、及び職務の分離がある。	監基報 315 の A135 項、 付録 3 第 20 項
	統制環境 Control environment	内部統制システムの構成要素の一つ。統制環境には、ガバナンス及び経営の機能、並びに企業の内部統制システムとその重要度に対する、経営者、取締役会及び監査役等の態度、姿勢及び実際の行動が含まれる。統制環境は、内部統制に対する従業員の意識に影響を与え、社風を形成するとともに、企業の内部統制システムの他の構成要素に全般的な基礎を提供する。	監基報 315 付録 3 第 4 項		統制環境 Control environment	内部統制システムの構成要素の一つ。統制環境には、ガバナンス及び経営の機能、並びに企業の内部統制システムとその重要度に対する、経営者、取締役会及び監査役等の態度、姿勢及び実際の行動が含まれる。統制環境は、内部統制に対する従業員の意識に影響を与え、社風を形成するとともに、企業の内部統制システムの他の構成要素に全般的な基礎を提供する。	監基報 315 付録 3 第 4 項
	統制リスク Control risk	「重要な虚偽表示リスク」を参照	監基報 200 第 12 項(10)		統制リスク Control risk	「重要な虚偽表示リスク」を参照	監基報 200 第 12 項(10)
	特定項目抽出によ る試査 Testing specific items	実証手続の実施に当たり、母集団に含まれる特定項目を抽出し、アサーションに関連する虚偽表示が含まれているかどうかを直接的に立証することを目的とする試査をいう。また、運用評価手続の実施に当たり、特定項目を抽出する場合もある。	監基報 500 の A54 項		特定項目抽出によ る試査 Testing specific items	実証手続の実施に当たり、母集団に含まれる特定項目を抽出し、アサーションに関連する虚偽表示が含まれているかどうかを直接的に立証することを目的とする試査をいう。また、運用評価手続の実施に当たり、特定項目を抽出する場合もある。	監基報 500 の A54 項
	特定の取引種類、 勘定残高又は注記 事項に対する重要 性の基準値 Materiality	企業の特定の状況において、特定の取引種類、勘定残高又は注記事項に関する虚偽表示が重要性の基準値を下回る場合でも、財務諸表の利用者が財務諸表に基づいて行う経済的意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる特定の取引種類、勘定残高又は注記事項がある場合に、当該特定の取引種類、勘定残高又は注記事項について適用する重要性の基準	監基報 320 第 8 項(2)		特定の取引種類、 勘定残高又は注記 事項に対する重要 性の基準値 Materiality	企業の特定の状況において、特定の取引種類、勘定残高又は注記事項に関する虚偽表示が重要性の基準値を下回る場合でも、財務諸表の利用者が財務諸表に基づいて行う経済的意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる特定の取引種類、勘定残高又は注記事項がある場合に、当該特定の取引種類、勘定残高又は注記事項について適用する重要性の基準	監基報 320 第 8 項(2)

改正案				現 行			
	level or levels for particular classes of transactions, account balances or disclosures	値をいう。			level or levels for particular classes of transactions, account balances or disclosures	値をいう。	
	特別な検討を必要とするリスク Significant risk	識別された以下のような重要な虚偽表示リスクをいう。 ① 固有リスク要因が、虚偽表示の発生可能性と虚偽表示が生じた場合の影響の度合い（金額的及び質的な影響の度合い）の組合せに影響を及ぼす程度により、固有リスクの重要度が最も高い領域に存在すると評価された重要な虚偽表示リスク（以下のイメージ図参照） ② 各監査基準報告書の要求事項にしたがって特別な検討を必要とするリスクとして取り扱うこととされた重要な虚偽表示リスク 【固有リスクの分布図における特別な検討を必要とするリスクのイメージ（「固有リスクの分布」を参照）】 	監基報 315 第 11 項(10)		特別な検討を必要とするリスク Significant risk	識別された以下のような重要な虚偽表示リスクをいう。 ① 固有リスク要因が、虚偽表示の発生可能性と虚偽表示が生じた場合の影響の度合い（金額的及び質的な影響の度合い）の組合せに影響を及ぼす程度により、固有リスクの重要度が最も高い領域に存在すると評価された重要な虚偽表示リスク（以下のイメージ図参照） ② 各監査基準報告書の要求事項にしたがって特別な検討を必要とするリスクとして取り扱うこととされた重要な虚偽表示リスク 【固有リスクの分布図における特別な検討を必要とするリスクのイメージ（「固有リスクの分布」を参照）】 	監基報 315 第 11 項(10)
	特別目的の財務諸表 Special purpose financial statements	特別目的の財務報告の枠組みに準拠して作成される財務諸表をいう。なお、監査基準では、特別目的の財務諸表は、特定の利用者のニーズを満たすべく特別の利用目的に適合した会計の基準に準拠して作成された財務諸表と説明されている。	監基報 200 の A4 項 監基報 800 第 5 項(1)		特別目的の財務諸表 Special purpose financial statements	特別目的の財務報告の枠組みに準拠して作成される財務諸表をいう。なお、監査基準では、特別目的の財務諸表は、特定の利用者のニーズを満たすべく特別の利用目的に適合した会計の基準に準拠して作成された財務諸表と説明されている。	監基報 200 の A4 項 監基報 800 第 5 項(1)
	特別目的の財務報告の枠組み Special purpose framework	特定の利用者の財務情報に対するニーズを満たすように策定された財務報告の枠組みをいう。財務報告の枠組みには、適正表示の枠組みと準拠性の枠組みがある。	監基報 200 の A4 項 監基報 800 第 5 項(2)		特別目的の財務報告の枠組み Special purpose framework	特定の利用者の財務情報に対するニーズを満たすように策定された財務報告の枠組みをいう。財務報告の枠組みには、適正表示の枠組みと準拠性の枠組みがある。	監基報 200 の A4 項 監基報 800 第 5 項(2)
	独立性 Independence	独立性は、次の精神的独立性と外観的独立性から構成される。 (1) 精神的独立性 職業的専門家としての判断を危うくする影響を受けることなく、結論を表明できる精神状態を保ち、誠実に行動し、公正性と職業的懐疑心を堅持できること。	倫理規則 用語集		独立性 Independence	独立性は、次の精神的独立性と外観的独立性から構成される。 (1) 精神的独立性 職業的専門家としての判断を危うくする影響を受けることなく、結論を表明できる精神状態を保ち、誠実に行動し、公正性と職業的懐疑心を堅持できること。	倫理規則 用語集

改正案				現 行			
		(2) 外観的独立性 事情に精通し、合理的な判断を行うことができる第三者が、全ての具体的な事実と状況を勘案し、会計事務所等又は監査業務チームの構成員の精神的独立性が堅持されていないと判断する状況にはないこと。				(2) 外観的独立性 事情に精通し、合理的な判断を行うことができる第三者が、全ての具体的な事実と状況を勘案し、会計事務所等又は監査業務チームの構成員の精神的独立性が堅持されていないと判断する状況にはないこと。	
	独立第三者間取引 Arm’ s length transaction	特定の関係にない買い手と売り手が、相互に独立して行動し、かつ自己の最善の利益を追求した場合の取引条件によって実行される取引をいう。	監基報 550 第 9 項(2)		独立第三者間取引 Arm’ s length transaction	特定の関係にない買い手と売り手が、相互に独立して行動し、かつ自己の最善の利益を追求した場合の取引条件によって実行される取引をいう。	監基報 550 第 9 項(2)
な	内部監査機能 Internal audit function	企業のガバナンス・プロセス、リスク管理及び内部統制の有効性を評価・改善するために、保証・助言活動を行う企業内部の機能をいう。	監基報 610 第 10 項(1)	な	内部監査機能 Internal audit function	企業のガバナンス・プロセス、リスク管理及び内部統制の有効性を評価・改善するために、保証・助言活動を行う企業内部の機能をいう。	監基報 610 第 10 項(1)
	内部監査人 Internal auditors	内部監査機能の活動に従事する者をいう。内部監査人は、内部監査部門又はそれと同様の機能を有する部門に属することがある。	監基報 610 第 10 項(2)		内部監査人 Internal auditors	内部監査機能の活動に従事する者をいう。内部監査人は、内部監査部門又はそれと同様の機能を有する部門に属することがある。	監基報 610 第 10 項(2)
	内部統制 Controls	企業が、経営者又は監査役等の統制目的を達成するために策定する方針又は手続をいう。 ① 方針とは、統制を遂行するために、組織内ですべきこと又はすべきでないことを示すものをいい、文書化されていることもあれば、伝達の中で明示的に述べられていることもあり、行為や意思決定を通じて黙示的に示されていることもある。 ② 手続とは、方針を実行するための具体的な行為をいう。	監基報 315 第 11 項(11)		内部統制 Controls	企業が、経営者又は監査役等の統制目的を達成するために策定する方針又は手続をいう。 ① 方針とは、統制を遂行するために、組織内ですべきこと又はすべきでないことを示すものをいい、文書化されていることもあれば、伝達の中で明示的に述べられていることもあり、行為や意思決定を通じて黙示的に示されていることもある。 ② 手続とは、方針を実行するための具体的な行為をいう。	監基報 315 第 11 項(11)
	内部統制システム System of internal control	企業の財務報告の信頼性を確保し、事業経営の有効性と効率性を高め、事業経営に係る法令の遵守を促すという企業目的を達成するために、監査役等、経営者及びその他の企業構成員により、整備（デザインと業務への適用を含む。）及び運用されている仕組みをいう。監査基準報告書においては、内部統制システムは以下の五つの相互に関連した要素から構成される。 ① 統制環境 ② 企業のリスク評価プロセス ③ 内部統制システムを監視する企業のプロセス ④ 情報システムと伝達 ⑤ 統制活動	監基報 315 第 11 項(12)		内部統制システム System of internal control	企業の財務報告の信頼性を確保し、事業経営の有効性と効率性を高め、事業経営に係る法令の遵守を促すという企業目的を達成するために、監査役等、経営者及びその他の企業構成員により、整備（デザインと業務への適用を含む。）及び運用されている仕組みをいう。監査基準報告書においては、内部統制システムは以下の五つの相互に関連した要素から構成される。 ① 統制環境 ② 企業のリスク評価プロセス ③ 内部統制システムを監視する企業のプロセス ④ 情報システムと伝達 ⑤ 統制活動	監基報 315 第 11 項(12)
	内部統制システムを監視する企業のプロセス Entity’ s Process to Monitor the System of Internal Control	内部統制システムの構成要素の一つ。内部統制システムを監視する企業のプロセスは、企業の内部統制システムの有効性を評価し、必要な是正措置を適時に行うための継続的なプロセスであり、日常的監視活動、独立的評価（定期的に実施される。）、又はその二つの組合せによって構成される。日常的監視活動は、多くの場合、企業の反復継続する通常の活動の中に組み込まれ、定期的な管理・監督活動も日常的監視活動に含まれる。このプロセスは、企業によるリスク評価に応じて、その範囲と頻度が異なる。	監基報 315 付録 3 第 10 項		内部統制システムを監視する企業のプロセス Entity’ s Process to Monitor the System of Internal Control	内部統制システムの構成要素の一つ。内部統制システムを監視する企業のプロセスは、企業の内部統制システムの有効性を評価し、必要な是正措置を適時に行うための継続的なプロセスであり、日常的監視活動、独立的評価（定期的に実施される。）、又はその二つの組合せによって構成される。日常的監視活動は、多くの場合、企業の反復継続する通常の活動の中に組み込まれ、定期的な管理・監督活動も日常的監視活動に含まれる。このプロセスは、企業によるリスク評価に応じて、その範囲と頻度が異なる。	監基報 315 付録 3 第 10 項
	内部統制の逸脱 Deviations from	内部統制が遵守されていない状況のことをいう。なお、内部統制が有効に運用されているということは、内部統制からの逸脱が全くないことを	監基報 330 の		内部統制の逸脱 Deviations from	内部統制が遵守されていない状況のことをいう。なお、内部統制が有効に運用されているということは、内部統制からの逸脱が全くないことを	監基報 330 の

改正案				現 行			
	controls	意味しているわけではない。	A40 項 監保報 82 号第 137 項		controls	意味しているわけではない。	A40 項 監保報 82 号第 137 項
	内部統制の不備 Deficiency in internal control	内部統制の不備は、以下のいずれかの場合に存在する。 ① 内部統制の整備及び運用が不適切であり、財務諸表の虚偽表示を適時に防止又は発見・是正できない場合 ② 財務諸表の虚偽表示を適時に防止又は発見・是正するのに必要な内部統制が存在しない場合	監基報 265 第 5 項(1)		内部統制の不備 Deficiency in internal control	内部統制の不備は、以下のいずれかの場合に存在する。 ① 内部統制の整備及び運用が不適切であり、財務諸表の虚偽表示を適時に防止又は発見・是正できない場合 ② 財務諸表の虚偽表示を適時に防止又は発見・是正するのに必要な内部統制が存在しない場合	監基報 265 第 5 項(1)
に	二重責任の原則	経営者の財務諸表の作成責任と、監査人の意見表明責任を区別することをいう。経営者は、適用される財務報告の枠組みに準拠して、財務諸表を作成する責任を有している。これに対し、監査人は、経営者の作成した財務諸表について意見を表明する責任を有している。 経営者の財務諸表に対する責任については、「監査実施の基礎となる経営者の責任に関する前提」を参照	監基報 200 の A2 項、A3 項	に	二重責任の原則	経営者の財務諸表の作成責任と、監査人の意見表明責任を区別することをいう。経営者は、適用される財務報告の枠組みに準拠して、財務諸表を作成する責任を有している。これに対し、監査人は、経営者の作成した財務諸表について意見を表明する責任を有している。 経営者の財務諸表に対する責任については、「監査実施の基礎となる経営者の責任に関する前提」を参照	監基報 200 の A2 項、A3 項
	二重目的テスト Dual-purpose test	同一取引に対して詳細テストと運用評価手続の実施を同時に計画し、実施することをいう。ただし、詳細テストの目的と運用評価手続の目的は異なるため、二重目的テストは、それぞれのテストの目的を別々に考慮して、立案され、評価される。	監基報 330 の A22 項		二重目的テスト Dual-purpose test	同一取引に対して詳細テストと運用評価手続の実施を同時に計画し、実施することをいう。ただし、詳細テストの目的と運用評価手続の目的は異なるため、二重目的テストは、それぞれのテストの目的を別々に考慮して、立案され、評価される。	監基報 330 の A22 項
ね	ネットワーク Network	監査事務所よりも大きな組織体であって、所属する事業体の相互の協力を目的としており、かつ以下のいずれかを備えている組織体をいう。 ア. 利益の分配又は費用の分担を目的にしていること。 イ. 共通の組織により所有、支配及び経営されていること。 ウ. 品質管理の方針又は手続を共有していること。 エ. 事業戦略を共有していること。 オ. ブランド名を共有していること。 カ. 業務運営に関する資源の重要な部分を共有していること。	品基報第 1 号第 16 項(12) 監基報 220 第 12 項(6)	ね	ネットワーク Network	監査事務所よりも大きな組織体であって、所属する事業体の相互の協力を目的としており、かつ以下のいずれかを備えている組織体をいう。 ア. 利益の分配又は費用の分担を目的にしていること。 イ. 共通の組織により所有、支配及び経営されていること。 ウ. 品質管理の方針又は手続を共有していること。 エ. 事業戦略を共有していること。 オ. ブランド名を共有していること。 カ. 業務運営に関する資源の重要な部分を共有していること。	品基報第 1 号第 16 項(12) 監基報 220 第 12 項(6)
	ネットワーク・ファーム Network firm	ネットワークに所属する監査事務所又は事業体をいう。	品基報第 1 号第 16 項(11) 監基報 220 第 12 項(7)		ネットワーク・ファーム Network firm	ネットワークに所属する監査事務所又は事業体をいう。	品基報第 1 号第 16 項(11) 監基報 220 第 12 項(7)
	年次報告書 Annual report	法令等又は慣行により経営者が通常年次で作成する単一又は複数の文書であり、企業の事業並びに財務諸表に記載されている経営成績及び財政状態に関する情報を所有者（又は類似の利害関係者）に提供することを目的としているものをいう。年次報告書には、財務諸表及びその監査報告書が含まれているか、又は添付されており、通常、企業の動向、将来の見通し、リスク及び不確実性に関する情報並びに企業のガバナンスに関する情報が含まれる。	監基報 720 第 11 項(3)		年次報告書 Annual report	法令等又は慣行により経営者が通常年次で作成する単一又は複数の文書であり、企業の事業並びに財務諸表に記載されている経営成績及び財政状態に関する情報を所有者（又は類似の利害関係者）に提供することを目的としているものをいう。年次報告書には、財務諸表及びその監査報告書が含まれているか、又は添付されており、通常、企業の動向、将来の見通し、リスク及び不確実性に関する情報並びに企業のガバナンスに関する情報が含まれる。	監基報 720 第 11 項(3)
の	ノンサンプリング	監査人が、サンプリングリスクに関連しない他の理由によって、誤った	監基報	の	ノンサンプリング	監査人が、サンプリングリスクに関連しない他の理由によって、誤った	監基報

改正案				現 行			
	リスク Non-sampling risk	結論を導くリスクをいう。	530 第 4 項(3)		リスク Non-sampling risk	結論を導くリスクをいう。	530 第 4 項(3)
は	発見リスク Detection risk	虚偽表示が存在し、その虚偽表示が個別に又は他の虚偽表示と集計して重要になり得る場合に、監査リスクを許容可能な低い水準に抑えるために監査人が監査手続を実施してもなお発見できないリスクをいう。	監基報 200 第 12 項(15)	は	発見リスク Detection risk	虚偽表示が存在し、その虚偽表示が個別に又は他の虚偽表示と集計して重要になり得る場合に、監査リスクを許容可能な低い水準に抑えるために監査人が監査手続を実施してもなお発見できないリスクをいう。	監基報 200 第 12 項(15)
	発見事項（品質管理システムに関する） Findings (in relation to a system of quality management)	モニタリング活動の実施、外部の検証及びその他の関連する情報源から蓄積された、品質管理システムの整備及び運用に関する情報のうち、一つ又は複数の不備が存在する可能性を示すものをいう。	品基報第 1 号第 16 項(8)		発見事項（品質管理システムに関する） Findings (in relation to a system of quality management)	モニタリング活動の実施、外部の検証及びその他の関連する情報源から蓄積された、品質管理システムの整備及び運用に関する情報のうち、一つ又は複数の不備が存在する可能性を示すものをいう。	品基報第 1 号第 16 項(8)
	判断による虚偽表示 Judgmental misstatement	虚偽表示の分類の一つ。監査人が合理的でないと考える会計上の見積り又は監査人が不適切と考える会計方針の選択及び適用に関する経営者の判断から生じる差異をいう。	監基報 450 の A3 項		判断による虚偽表示 Judgmental misstatement	虚偽表示の分類の一つ。監査人が合理的でないと考える会計上の見積り又は監査人が不適切と考える会計方針の選択及び適用に関する経営者の判断から生じる差異をいう。	監基報 450 の A3 項
ひ	比較財務諸表 Comparative financial statements	当年度の財務諸表との比較のために、当年度の財務諸表と同程度の比較情報が含まれており、比較情報について監査が実施されている場合に、比較情報に対する監査意見が当年度の監査報告書に記載されるときに当該比較情報をいう。 比較情報に過去複数年度の金額及び開示が含まれる場合には、本報告書における「前年度」は「過年度」を表すものとする。	監基報 710 第 5 項(3)	ひ	比較財務諸表 Comparative financial statements	当年度の財務諸表との比較のために、当年度の財務諸表と同程度の比較情報が含まれており、比較情報について監査が実施されている場合に、比較情報に対する監査意見が当年度の監査報告書に記載されるときに当該比較情報をいう。 比較情報に過去複数年度の金額及び開示が含まれる場合には、本報告書における「前年度」は「過年度」を表すものとする。	監基報 710 第 5 項(3)
	比較情報 Comparative information	適用される財務報告の枠組みに基づき財務諸表に含まれる過年度の金額及び開示をいう。	監基報 710 第 5 項(1)		比較情報 Comparative information	適用される財務報告の枠組みに基づき財務諸表に含まれる過年度の金額及び開示をいう。	監基報 710 第 5 項(1)
	否定的意見 Adverse opinion	財務諸表監査において、監査人が、十分かつ適切な監査証拠を入手した結果、虚偽表示が財務諸表に及ぼす影響が、個別に又は集計した場合に、重要かつ広範であると判断する場合に、表明しなければならない意見をいう。 要約財務諸表に関する報告業務において、要約財務諸表が、重要な点において、適用される要約の規準に準拠しておらず、監査済財務諸表と整合していない場合で、経営者が必要な変更を行うことに同意しないときに、表明しなければならない意見をいう。	監基報 705 第 7 項 監基報 810 第 18 項		否定的意見 Adverse opinion	財務諸表監査において、監査人が、十分かつ適切な監査証拠を入手した結果、虚偽表示が財務諸表に及ぼす影響が、個別に又は集計した場合に、重要かつ広範であると判断する場合に、表明しなければならない意見をいう。 要約財務諸表に関する報告業務において、要約財務諸表が、重要な点において、適用される要約の規準に準拠しておらず、監査済財務諸表と整合していない場合で、経営者が必要な変更を行うことに同意しないときに、表明しなければならない意見をいう。	監基報 705 第 7 項 監基報 810 第 18 項
	品質管理システム System of quality management	以下の合理的な保証を提供するために監査事務所が整備及び運用するシステム ① 監査事務所及び専門要員が、職業的専門家としての基準及び適用される法令等に従って自らの責任を果たすとともに、当該基準及び法令等に従って監査業務を実施すること。 ② 監査事務所又は監査責任者が状況に応じた適切な監査報告書を発行すること。	品基報第 1 号第 16 項(24)		品質管理システム System of quality management	以下の合理的な保証を提供するために監査事務所が整備及び運用するシステム ① 監査事務所及び専門要員が、職業的専門家としての基準及び適用される法令等に従って自らの責任を果たすとともに、当該基準及び法令等に従って監査業務を実施すること。 ② 監査事務所又は監査責任者が状況に応じた適切な監査報告書を発行すること。	品基報第 1 号第 16 項(24)
	（品質管理システ	品質リスクに対処するために監査事務所がデザイン及び適用している	品基報第		（品質管理システ	品質リスクに対処するために監査事務所がデザイン及び適用している	品基報第

改正案				現 行			
	ムに関連する）対応 Response (in relation to a system of quality management)	方針又は手続 ① 方針とは、品質リスクに対処するために、すべきこと、又はすべきでないことを示すものをいい、文書化されていることもあれば、伝達の中で明示的に述べられていることもあり、行為や意思決定を通じて黙示的に示されていることもある。 ② 手続とは、方針を実行するための行為をいう。	1号第16項(21) 監基報220第12項(12)		ムに関連する）対応 Response (in relation to a system of quality management)	方針又は手続 ① 方針とは、品質リスクに対処するために、すべきこと、又はすべきでないことを示すものをいい、文書化されていることもあれば、伝達の中で明示的に述べられていることもあり、行為や意思決定を通じて黙示的に示されていることもある。 ② 手続とは、方針を実行するための行為をいう。	1号第16項(21) 監基報220第12項(12)
	品質目標 Quality objectives	品質管理システムの構成要素について監査事務所が達成すべき成果	品基報第1号第16項(17)		品質目標 Quality objectives	品質管理システムの構成要素について監査事務所が達成すべき成果	品基報第1号第16項(17)
	品質リスク Quality risk	①発生可能性及び②個別に又は他のリスクと組み合わせて、一つ又は複数の品質目標の達成を阻害する可能性の双方が合理的に存在するリスク	品基報第1号第16項(18)		品質リスク Quality risk	①発生可能性及び②個別に又は他のリスクと組み合わせて、一つ又は複数の品質目標の達成を阻害する可能性の双方が合理的に存在するリスク	品基報第1号第16項(18)
ふ	不確実性 Uncertainty	将来の帰結が企業の直接的な影響が及ばない将来の行為や事象に依存し、財務諸表に影響を及ぼす可能性がある状況をいう。	監基報705第9項	ふ	不確実性 Uncertainty	将来の帰結が企業の直接的な影響が及ばない将来の行為や事象に依存し、財務諸表に影響を及ぼす可能性がある状況をいう。	監基報705第9項
	不正 Fraud	不当又は違法な利益を得るために他者を欺く行為を伴う、経営者、取締役、監査役等、従業員又は第三者による意図的な行為をいう。	監基報240第10項(1)		不正 Fraud	不当又は違法な利益を得るために他者を欺く行為を伴う、経営者、取締役、監査役等、従業員又は第三者による意図的な行為をいう。	監基報240第10項(1)
	不正な財務報告 Fraudulent financial reporting	財務諸表の利用者を欺くために財務諸表に意図的な虚偽表示を行うことであり、計上すべき金額を計上しないこと又は必要な注記を行わないことを含んでいる。	監基報240のA2項		不正な財務報告 Fraudulent financial reporting	財務諸表の利用者を欺くために財務諸表に意図的な虚偽表示を行うことであり、計上すべき金額を計上しないこと又は必要な注記を行わないことを含んでいる。	監基報240のA2項
	不正による重要な虚偽表示の疑義 Suspicion of a material misstatement due to fraud	不正による重要な虚偽表示の疑いが高いと監査人が判断した状況をいい、以下のいずれかに当てはまる場合が該当する。 ・ 不正による重要な虚偽表示を示唆する状況について、関連して入手した監査証拠に基づいて経営者の説明に合理性がないと監査人が判断した場合 ・ 識別し評価した不正による重要な虚偽表示リスクに対応して当初計画した監査手続を実施した結果、必要と判断した追加的な監査手続を実施してもなお、不正リスクに関連する十分かつ適切な監査証拠を入手できない場合	監基報240第10項F(6)		不正による重要な虚偽表示の疑義 Suspicion of a material misstatement due to fraud	不正による重要な虚偽表示の疑いが高いと監査人が判断した状況をいい、以下のいずれかに当てはまる場合が該当する。 ・ 不正による重要な虚偽表示を示唆する状況について、関連して入手した監査証拠に基づいて経営者の説明に合理性がないと監査人が判断した場合 ・ 識別し評価した不正による重要な虚偽表示リスクに対応して当初計画した監査手続を実施した結果、必要と判断した追加的な監査手続を実施してもなお、不正リスクに関連する十分かつ適切な監査証拠を入手できない場合	監基報240第10項F(6)
	不正による重要な虚偽表示の兆候を示す状況 Circumstances that may indicate the possibility of a material misstatement due to fraud	不正による重要な虚偽表示が行われている可能性を示す状況をいい、監査手続を実施した結果、当該状況を識別した場合、監査人は、アサーション・レベルの不正による重要な虚偽表示リスクに関する評価が依然として適切であるかどうかを判断する際にこれを考慮することが求められる。	監基報240第10項(4)		不正による重要な虚偽表示の兆候を示す状況 Circumstances that may indicate the possibility of a material misstatement due to fraud	不正による重要な虚偽表示が行われている可能性を示す状況をいい、監査手続を実施した結果、当該状況を識別した場合、監査人は、アサーション・レベルの不正による重要な虚偽表示リスクに関する評価が依然として適切であるかどうかを判断する際にこれを考慮することが求められる。	監基報240第10項(4)
	不正による重要な	不正による重要な虚偽表示の兆候を示す状況のうち、不正による重要な	監基報		不正による重要な	不正による重要な虚偽表示の兆候を示す状況のうち、不正による重要な	監基報

改正案				現 行			
	虚偽表示を示唆する状況 Circumstances that indicate the possibility of a material misstatement due to fraud	虚偽表示が行われている可能性がより高いものとして不正リスク対応基準で取り扱われているものをいい、当該状況が存在する場合、監査人は、経営者に質問し説明を求めるとともに、追加的な監査手続を実施することが求められる。	240 第 10 項 F(5)		虚偽表示を示唆する状況 Circumstances that indicate the possibility of a material misstatement due to fraud	虚偽表示が行われている可能性がより高いものとして不正リスク対応基準で取り扱われているものをいい、当該状況が存在する場合、監査人は、経営者に質問し説明を求めるとともに、追加的な監査手続を実施することが求められる。	240 第 10 項 F(5)
	不正リスク Risks of fraud	不正による重要な虚偽表示リスクの略称。不正による重要な虚偽表示リスク、不正リスクいずれの表現も用いている。	監基報 240 第 10 項 (3)		不正リスク Risks of fraud	不正による重要な虚偽表示リスクの略称。不正による重要な虚偽表示リスク、不正リスクいずれの表現も用いている。	監基報 240 第 10 項 (3)
	不正リスク要因 Fraud risk factors	不正を実行する動機やプレッシャーの存在を示す事象や状況、不正を実行する機会を与える事象や状況、又は不正行為に対する姿勢や不正行為を正当化する状況をいう。	監基報 240 第 10 項 (2)		不正リスク要因 Fraud risk factors	不正を実行する動機やプレッシャーの存在を示す事象や状況、不正を実行する機会を与える事象や状況、又は不正行為に対する姿勢や不正行為を正当化する状況をいう。	監基報 240 第 10 項 (2)
	不適正意見 Adverse opinion	適用される財務報告の枠組みが適正表示の枠組みの場合の否定的意見をいう。	監基報 705 第 7 項		不適正意見 Adverse opinion	適用される財務報告の枠組みが適正表示の枠組みの場合の否定的意見をいう。	監基報 705 第 7 項
	分析の実証手続 Substantive analytical procedures	実証手続として実施する分析的手続をいう。	監基報 520 第 1 項		分析の実証手続 Substantive analytical procedures	実証手続として実施する分析的手続をいう。	監基報 520 第 1 項
	分析的手続 Analytical procedures	財務データ相互間又は財務データと非財務データとの間に存在すると推定される関係を分析・検討することによって、財務情報を評価することをいう。分析的手続には、他の関連情報と矛盾する、又は監査人（業務実施者）の推定値と大きく乖離する変動や関係についての必要な調査も含まれる。	監基報 520 第 3 項		分析的手続 Analytical procedures	財務データ相互間又は財務データと非財務データとの間に存在すると推定される関係を分析・検討することによって、財務情報を評価することをいう。分析的手続には、他の関連情報と矛盾する、又は監査人（業務実施者）の推定値と大きく乖離する変動や関係についての必要な調査も含まれる。	監基報 520 第 3 項
ほ	母集団 Population	監査人がサンプルを抽出し、結論を導き出そうとする項目全体をいう。	監基報 530 第 4 項 (5)	ほ	母集団 Population	監査人がサンプルを抽出し、結論を導き出そうとする項目全体をいう。	監基報 530 第 4 項 (5)
	補足的な情報 Supplementary information	財務諸表を作成するために使用する適用される財務報告の枠組みでは要求されないが、財務諸表とともに表示される情報をいう。通常、付表又は注記の追加として表示される。	監基報 700 の A79 項		補足的な情報 Supplementary information	財務諸表を作成するために使用する適用される財務報告の枠組みでは要求されないが、財務諸表とともに表示される情報をいう。通常、付表又は注記の追加として表示される。	監基報 700 の A79 項
み	未回答 Non-response	確認回答者が積極的な確認依頼に対して回答しない場合や回答が不十分な場合、又は確認依頼が配達不能で返送された場合をいう。	監基報 505 第 5 項 (4)	み	未回答 Non-response	確認回答者が積極的な確認依頼に対して回答しない場合や回答が不十分な場合、又は確認依頼が配達不能で返送された場合をいう。	監基報 505 第 5 項 (4)
	未修正の虚偽表示 Uncorrected misstatements	監査人が監査の過程で集計対象とした虚偽表示のうち、修正されなかった虚偽表示をいう。	監基報 450 第 3 項		未修正の虚偽表示 Uncorrected misstatements	監査人が監査の過程で集計対象とした虚偽表示のうち、修正されなかった虚偽表示をいう。	監基報 450 第 3 項
	見積手法 Methods	要求される測定基礎に従って経営者が会計上の見積りを行うために使用する測定技法をいう。モデルと呼ばれることもあり、計算ツール又は計算プロセスを用いて適用される。	監基報 540 の A2 項		見積手法 Methods	要求される測定基礎に従って経営者が会計上の見積りを行うために使用する測定技法をいう。モデルと呼ばれることもあり、計算ツール又は計算プロセスを用いて適用される。	監基報 540 の A2 項

改正案				現 行			
	見積りの不確実性 Estimation uncertainty	正確に測定することができないという性質に影響される程度をいう。見積りの不確実性は、財務諸表において認識又は注記が要求される金額を、原価又は価格の直接的な観察を通じて正確に測定できない場合に生じる。	監基報 540 第 11 項(3) 540 付録 1 第 4 項		見積りの不確実性 Estimation uncertainty	正確に測定することができないという性質に影響される程度をいう。見積りの不確実性は、財務諸表において認識又は注記が要求される金額を、原価又は価格の直接的な観察を通じて正確に測定できない場合に生じる。	監基報 540 第 11 項(3) 540 付録 1 第 4 項
	未発見の虚偽表示 Undetected misstatements	無限定適正意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手できず、財務諸表に未発見のまま含まれている可能性がある虚偽表示のことをいう。未発見の虚偽表示が存在する原因には、サンプリングリスクとノンサンプリングリスクがある。	監基報 450 の A8 項 監基研第 6 号 Q1-6		未発見の虚偽表示 Undetected misstatements	無限定適正意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手できず、財務諸表に未発見のまま含まれている可能性がある虚偽表示のことをいう。未発見の虚偽表示が存在する原因には、サンプリングリスクとノンサンプリングリスクがある。	監基報 450 の A8 項 監基研第 6 号 Q1-6
む	無限定意見 Unmodified opinion	財務諸表監査において、適正表示の枠組みの場合、財務諸表が、適用される財務報告の枠組みに準拠して、全ての重要な点において適正に表示していると監査人が認める場合に表明される意見をいい、準拠性の枠組みの場合、財務諸表が、全ての重要な点において、適用される財務報告の枠組みに準拠して作成されていると監査人が認める場合に表明される意見をいう。 要約財務諸表に関する報告業務において、要約財務諸表が、全ての重要な点において、適用される要約の規準に準拠して監査済財務諸表と整合していると監査人が認める場合に表明される意見をいう。	監基報 700 第 7 項(3)	む	無限定意見 Unmodified opinion	財務諸表監査において、適正表示の枠組みの場合、財務諸表が、適用される財務報告の枠組みに準拠して、全ての重要な点において適正に表示していると監査人が認める場合に表明される意見をいい、準拠性の枠組みの場合、財務諸表が、全ての重要な点において、適用される財務報告の枠組みに準拠して作成されていると監査人が認める場合に表明される意見をいう。 要約財務諸表に関する報告業務において、要約財務諸表が、全ての重要な点において、適用される要約の規準に準拠して監査済財務諸表と整合していると監査人が認める場合に表明される意見をいう。	監基報 700 第 7 項(3)
よ	要約財務諸表 Summary financial statements	一定時点における企業の経済的資源若しくは義務又は一定期間におけるそれらの変動に関して、財務諸表ほど詳細ではないが、これと整合する体系的な情報を提供するために、財務諸表を基礎として作成された過去財務情報をいう。	監基報 810 第 3 項(3)	よ	要約財務諸表 Summary financial statements	一定時点における企業の経済的資源若しくは義務又は一定期間におけるそれらの変動に関して、財務諸表ほど詳細ではないが、これと整合する体系的な情報を提供するために、財務諸表を基礎として作成された過去財務情報をいう。	監基報 810 第 3 項(3)
	予想逸脱率 Expected rate of deviation	内部統制の運用評価手続において、関連する内部統制の理解に基づいて、又は母集団から少数の項目を抽出して実施した検討結果に基づいて、監査人が予想する内部統制からの逸脱率をいう。	監基報 530 の A7 項		予想逸脱率 Expected rate of deviation	内部統制の運用評価手続において、関連する内部統制の理解に基づいて、又は母集団から少数の項目を抽出して実施した検討結果に基づいて、監査人が予想する内部統制からの逸脱率をいう。	監基報 530 の A7 項
	予想虚偽表示額 Expected misstatement	監査人が予想する母集団に含まれる虚偽表示額をいう。	監基報 530 の A7 項		予想虚偽表示額 Expected misstatement	監査人が予想する母集団に含まれる虚偽表示額をいう。	監基報 530 の A7 項
り	リスク対応手続 Further audit procedures	監査リスクを許容可能な低い水準に抑えるために、識別し評価したアサーション・レベルの重要な虚偽表示リスクに対応して、立案し実施する監査手続をいう。リスク対応手続は、運用評価手続と実証手続で構成する。	監基報 330 第 3 項(3)	り	リスク対応手続 Further audit procedures	監査リスクを許容可能な低い水準に抑えるために、識別し評価したアサーション・レベルの重要な虚偽表示リスクに対応して、立案し実施する監査手続をいう。リスク対応手続は、運用評価手続と実証手続で構成する。	監基報 330 第 3 項(3)
	リスク評価手続 Risk assessment procedures	不正か誤謬かを問わず、財務諸表全体レベルの重要な虚偽表示リスクとアサーション・レベルの重要な虚偽表示リスクを識別し評価するために立案され、実施される監査手続をいう。	監基報 315 第 11 項(13)		リスク評価手続 Risk assessment procedures	不正か誤謬かを問わず、財務諸表全体レベルの重要な虚偽表示リスクとアサーション・レベルの重要な虚偽表示リスクを識別し評価するために立案され、実施される監査手続をいう。	監基報 315 第 11 項(13)
れ	例外的事象 Anomaly	抽出したサンプルに対して実施した手続の結果、特定した母集団を明らかに代表していない虚偽表示又は内部統制の逸脱をいう。	監基報 530 第 4 項(10)	れ	例外的事象 Anomaly	抽出したサンプルに対して実施した手続の結果、特定した母集団を明らかに代表していない虚偽表示又は内部統制の逸脱をいう。	監基報 530 第 4 項(10)
わ	我が国において一般に公正妥当と認	監査人が準拠すべき基準をいい、監査の実施時に適用される監査基準（法令により準拠が求められている場合は、不正リスク対応基準を含	監基報 (序) 第	わ	我が国において一般に公正妥当と認	監査人が準拠すべき基準をいい、監査の実施時に適用される監査基準（法令により準拠が求められている場合は、不正リスク対応基準を含	監基報 (序) 第

改正案				現 行			
	められる監査の基準 Auditing standards generally accepted in Japan	む。) 並びに日本公認会計士協会が公表する監査実務指針から構成される。	2 項		められる監査の基準 Auditing standards generally accepted in Japan	む。) 並びに日本公認会計士協会が公表する監査実務指針から構成される。	2 項
	我が国における職業倫理に関する規定 Relevant ethical requirements	監査事務所並びに監査チーム及び審査担当者が従うべき職業倫理に関する規定をいい、公認会計士法・同施行令・同施行規則、日本公認会計士協会が公表する会則、倫理規則及びその他の倫理に関する規定から構成される。なお、「職業倫理に関する規定」と表記することもある。	品基報第 1 号第 16 項(20) 品基報第 2 号第 13 項(3) 監基報 220 第 12 項(11)		我が国における職業倫理に関する規定 Relevant ethical requirements	監査事務所並びに監査チーム及び審査担当者が従うべき職業倫理に関する規定をいい、公認会計士法・同施行令・同施行規則、日本公認会計士協会が公表する会則、倫理規則及びその他の倫理に関する規定から構成される。なお、「職業倫理に関する規定」と表記することもある。	品基報第 1 号第 16 項(20) 品基報第 2 号第 13 項(3) 監基報 220 第 12 項(11)
(注) 略号は、それぞれ以下で示している。 各委員会報告の番号及び記号 - 品質管理基準報告書第○号：品基報第○号 - 監査基準報告書○○○：監基報○○○ (省 略) 以 上				(注) 略号は、それぞれ以下で示している。 各委員会報告の番号及び記号 - 品質管理基準報告書第○号：品基報第○号 - 監査基準報告書○○○：監基報○○○ (省 略) 以 上			

以 上